



Spring 英国視察報告書

イギリスに学んだ 性暴力被害者中心の司法と支援

視察日程：2018年7月9日～13日

報告書発行：2020年1月

はじめに

私たちは、「不同意性交」が性犯罪になるという英国の話をうかがい、その歴史的経緯や、実際の運用について知りたいと思っていました。そのときに、Spring のイベントに登壇くださった、英国・オックスフォード大学の研究者であるモルナー裕子さんが、Spring メンバーが英国に視察に行くことができるよう、研究資金を獲得してくださいました。そして、モルナー裕子さんをはじめとした、本当に多くの在英日本人の方々が、Spring の視察にボランティアとしてご協力くださいました。

ご協力くださいました皆さまが、Spring のニーズを聞き取り、視察先との様々な調整をしてくださいました。それだけではなく、視察先への質問状の翻訳、事前勉強会、事前勉強会のための資料の翻訳、現地でのチャリティイベントなど、多岐にわたりご協力くださり、それらがなければ、この視察は実現しませんでした。視察に赴く際に、こうした勉強会や事前準備のおかげで、現地で実りあるディスカッションを行うことができました。日本の現状を変えるお手伝いをというお気持ちで、とてもお忙しい中ご協力くださいました皆さまに、何よりの感謝を申し上げます。

また、駐日英国大使館や外務省、そのほか多くの皆さまにも、大変お世話になりました。事前に様々なことを学ぶ機会をいただき、そして現地でも（トラブルなどにも）相談に乗っていただきました。安全に、安心して、英国で充実した視察を行うことができたことは、お力をお貸しくございました皆さまあってのことです。本当に有難うございました。

そして、日々多忙な業務を抱える中、私どもの対応をしてくださいました現地機関の皆さま、およびインタビューにご協力くださいました皆様に、心より御礼申し上げます。

視察には、Spring のスタッフだけではなく、弁護士や記者、臨床心理士、国会議員など、様々な職種のメンバーが参加しました。一週間、英国の性暴力被害者支援の実情や法制度の実際を学び、日本の性暴力被害者支援についてディスカッションを重ねたことは、視察に参加したメンバーにとってこの上ない学びとなりました。

多くの方々のご協力をいただき学ばせていただいたことを、メンバー一同、今後の活動を通じて、一つでも多く日本に還元できればと思っております。

性暴力被害について、日本社会はまだまだ理解がありません。その現状に、心がおれそうになる日もあります。しかし、共に、この問題に関心を持ってくださる方がいることが、大きな心の支えになります。問題は山積していますが、共に考え、性暴力被害当事者が生きやすい社会を目指して、進んでいければと思っております。

一般社団法人 Spring 視察団一同

【視察の日程】

2018年7月9日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロンドン市内の大学にて英国に関する勉強会 （英国の子どもを保護する制度・法制度について） ・ 現地メディアとのディスカッション ・ ご協力くださった在英日本人の皆さまと意見交換、懇親
2018年7月10日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ Centre for Women's Justice （女性への暴力に関する支援・啓蒙団体） ・ NHS（National Health Service：国営医療サービス事業） （医療ニーズに対して公平なサービスを提供する機関） ・ DVIP（Domestic Violence Intervention Project） （パートナーからの性暴力被害者支援機関） ・ The Havens（SARC 性暴力専門医療機関） ・ ソーシャルワーカーとディスカッション
2018年7月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内務省 ・ メディア関係者とディスカッション ・ 日英大和基金での日本の性暴力に関するイベント ・ チャリティイベント
2018年7月12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ レイプクライシスセンター（北ロンドン） ・ ウェストミンスター裁判所内 証人サービス ヴィクティムサポート
2018年7月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元司法関係者のお話 ・ レイプクライシスセンター（南ロンドン）

* 視察参加者は、Spring スタッフ、弁護士、臨床心理士、記者、国会議員等でした。

* そのほか、子どもに関する施設を見学に行ったメンバー、現地の研究者や、英国の性暴力被害者支援や法制度を知る様々な方々とディスカッションを行ったメンバーもいました。

* なお、本視察の旅費の一部には、モルナー裕子さんが取得された大和日英基金の助成金を使用されています。また、文部科学省科学研究費補助金（17K04441）を使用し、性暴力被害者支援に関する研究の一環として参加した者もいました。

【報告書目次】

< I. 法制度に関わる期間 >

I-1. 内務省	6
I-2. 元司法関係者の話	12

< II. 支援およびアドボカシーに関わる施設 >

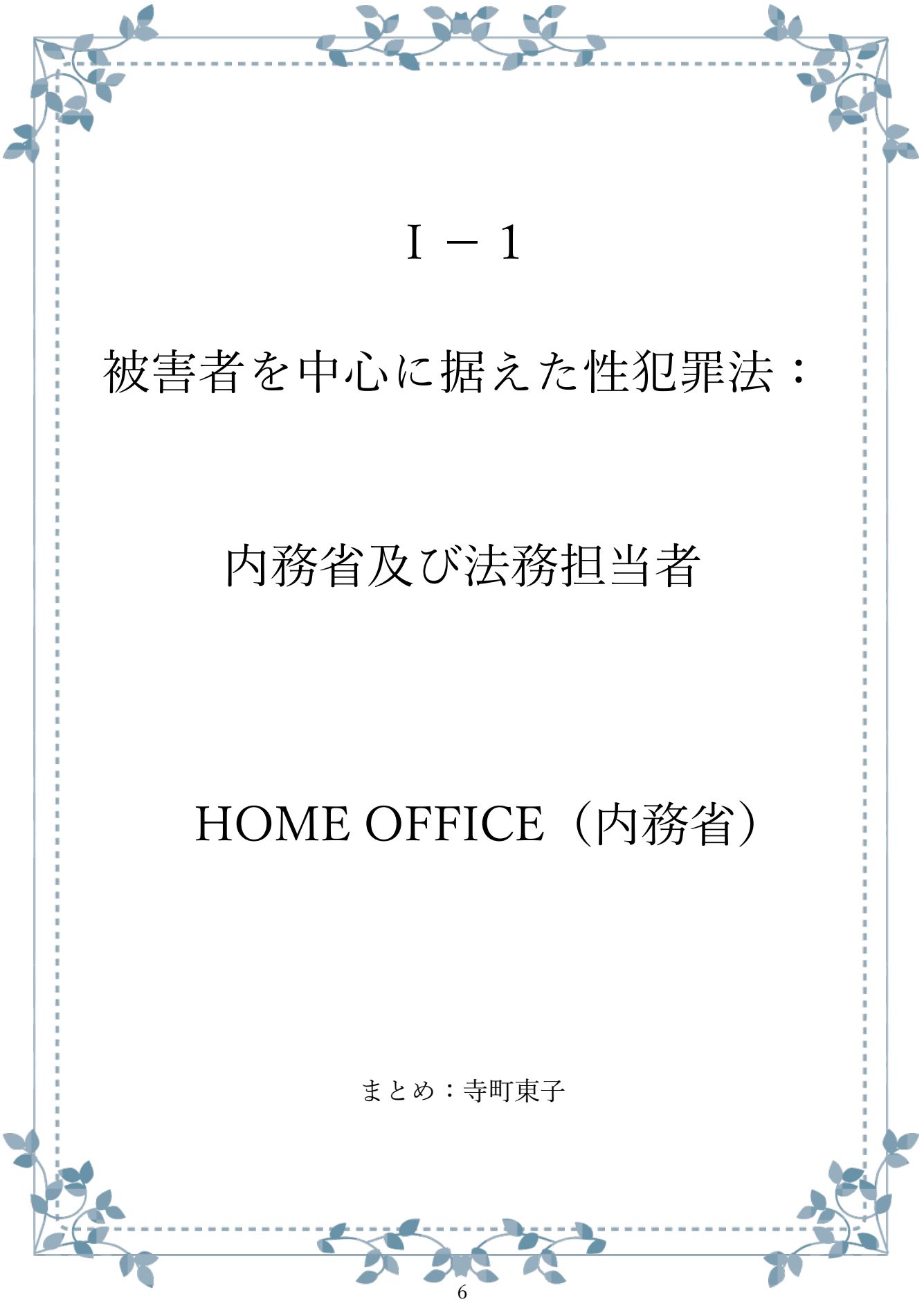
II-3. NHS (National Health Service : 国営医療サービス事業)	19
II-4. The Havens (SARC 性暴力専門医療機関)	27
II-5. レイプクライシスセンター (北ロンドン)	33
II-6. レイプクライシスセンター (南ロンドン)	37
II-7. 証人サービス	48
II-8. ヴィクティムサポート	54
II-9. Centre for Women's Justice	63
II-10. DVIP (Domestic Violence Intervention Project)	68

< III. 様々なミーティング&イベント >

III 様々なミーティング&イベント報告記	71
-----------------------	----

【執筆者一覧】（五十音順）

小川たまか（ライター）	Ⅲ
河原理子（記者）	I - 2
齋藤梓（臨床心理士）	Ⅱ - 3、Ⅱ - 6、Ⅲ
早乙女祥子（一般社団法人 Spring）	Ⅲ
塩入彩（記者）	Ⅱ - 7、Ⅲ
寺町東子（弁護士）	I - 1
信藤敦子（記者）	Ⅱ - 8
HM（会社員）	Ⅱ - 6
本橋由紀（記者）	Ⅱ - 5
村田智子（弁護士）	Ⅱ - 10
山本潤（一般社団法人 Spring）	Ⅱ - 4、Ⅱ - 9

A decorative border with blue floral and leaf motifs surrounds the text. It consists of a solid outer line and a dashed inner line, with floral designs at the corners and midpoints of the top and bottom edges.

I - 1

被害者を中心に据えた性犯罪法：

内務省及び法務担当者

HOME OFFICE（内務省）

まとめ：寺町東子

概要

HOME OFFICE（内務省）で、被害者戦略全体を立案する内務省担当者と、性犯罪法を実際に運用する法務省担当者から話を伺った。

イギリスでは、あらゆる犯罪の被害者に関する戦略（Victim Strategy）並びに、女性と女児に対する暴力を根絶する戦略（Ending Violence against Women and Girls Strategy）に基づいて、様々な被害者支援サービスが提供されている。（訪問後の2018年9月に新しい「犯罪被害者戦略」が公表された。）

これらの戦略の究極の目的は、犯罪被害にあった人が、司法によって犯罪被害として扱われると同時に、必要なセラピーが行われ、そして被害者が回復することと位置付けられている。このため、有罪率よりも、まずは被害が申告され、起訴されることが大切である、警察への被害申告の有無にかかわらず被害者をサポートすることが被害申告につながる、と仰っていた。

質疑応答

犯罪構成要件について

Q:2003年の性犯罪法（以下、「2003年法」という）の位置づけは？

A:2003年以前から、同意の無い性交はレイプと位置づけられていた。

2003年法で、同意の概念が明確に説明された。また、弱者一子どもや精神疾患を患っている人たちを、より保護しようとするところも違う。性犯罪を犯そうとする人たち、社会に危害を加えようとする人たちを登録することも含まれている。

Q:2003年以前、不同意と暴行脅迫のどちらが構成要件だったのか。

A:法的な枠組みは2003年法が出るまでの50年間で非常に大きく変わった。2003年法が導入されるまえも不同意性交はレイプと認識されていた。2003年法が導入されたことにより、同意というコンセプトが何を意味するのか、より詳細に明確に説明された。

被害者が13歳以下の場合には同意にならない、加害者が同意があったと主張することができない、ということが明文化された。

Q:イギリスで暴行脅迫が構成要件だったときがあったか。

A:性犯罪としてみなすときに、暴行脅迫が構成要件だったことは、以前からもない。1845年以前のコモン・ローだった時代にどうだったかはわからないが、少なくとも20世紀以降には、ない。

reasonably belief とは

Q:2003年法の reasonably belief(合理的に同意と信じた)についてうかがいたい。イギリスの刑法も、故意による犯罪を処罰するのが原則だと理解しているが、2003年法では、加害者が同意していると信じたことに合理的な理由がない場合に処罰することになり、過失犯を処罰するという批判はないのか。

A:故意か過失かは問題にはならない。同意があると信じたことが合理的かどうかは重要だが、合理的理由がなかったことは過失ではないし、それが過失かどうかは問題にならない。実際に行った行為、何を行ったかが問題であって、故意か過失かは問題ではない。

13歳以下の場合には例外となる。13歳以下の場合には加害者が同意があったと信じてい

る、と訴えることが法的にすでにできない。
これらの例外は法の中で明文化されている。

Q：合理的、の判断基準は誰か。

A：一般的な、平均的な市民（average people）が基準となる。平均的市民が、これを同意があったと考えるかによる。

Q：英国では、故意犯罪を行ったことを処罰するのではないのか。

A：故意か過失かではない。2003年法の1条にあるように。

平均的な市民による判断の担保

Q：日本では裁判官が、一般の人の社会通念を推測して判決を出す、英国の裁判官はどのように平均的な市民の意識を知りのか（判断が一般認識とずれることはないのか）

A：裁判に至るまでの全体のプロセスを理解していただく必要がある。

最初に警察が合理的な証拠を収集する、そして検察に証拠を送る。検察庁では起訴するためのマニュアルがある。犯罪者が起訴されるべきであるのか、起訴されるべきだと思ふときはどのような犯罪で起訴されるべきかを検察が決める。それが性犯罪、レイプであると思われた場合、被告が無罪を主張する場合は裁判所で陪審員によって裁かれる。陪審員は12人いる。全員に証拠が共有される。裁判官の責任は、共有された証拠が合法であるか、公正にフェアにかたよりのない証拠が陪審員に共有されていることを確認することである。有罪かどうかを決めるのは陪審員である。

¹Legal Guidance, Sexual offences
(<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/rape-and-sexual-offences>)

Q：検察庁の起訴するためのマニュアルはだれがどこでどうやって決めたものか。

A：時間をかけて法律が作られるのと同じ。一般公開されているので、どのようにマニュアルが作られたかはウェブ公開されている。¹

レイプ神話（rape myth）の除去

Q：陪審員の男女の比率や属性の比率には要件があるのか。

A：イングランドとウェールズでは、性別の比率は明文化していない。陪審員は選挙権がある人が登録されており、その有権者の中から選ばれる。有権者として登録されている人であれば、いつでもだれでも陪審員と呼ばれる。ランダムに選出される。イギリスでもレイプや性犯罪に関しては、陪審員ではなく、訓練を受けた裁判官が判決を決めるべきだという意見もある。

性犯罪が争われるケースに関しては、裁判官は、性犯罪を判決できるようにということで特別なトレーニングを受けている。なぜ、特別なトレーニングを受けているかという、性被害にあった人が通報して、すべてのプロセスでサポートされるべきだからだ。

Q：性犯罪はレイプ神話やジェンダーバイアスが影響しやすいと考えているが、それを除外するための特別な配慮はあるか。

A：レイプ神話に対処するために、高い意識を持っている。大切な問題だと思っている。

Prosecuting Rape: CPS
Policy(<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/prosecuting-rape-cps-policy>)

裁判所のプロセスに関して、陪審員に対しても、動画を使ってバイアスを除去するためのプレゼンテーションをしている。補足しておきたいのは、レイプ神話は女性でも持っているということだ。

ジェンダーバイアスに関しては、陪審員の構成比に関わらず、結果にあまり違いはなかったという報告がなされている。²

被害者の立証負担の軽減—ビデオ録画の活

Q：被害者がLGBT や子どもの場合には、どのような配慮がなされるか。

A：被害者が子どもの場合には、別の対策が取られている。事前に撮影した録画が使われるとか、証人尋問が遠隔でできるとか、セクション28に書いてあるのでそちらを後日送る。

LGBT や様々な属性に関しても、法律で対応していることはないが、加害者の属性や被害者のニーズに対応することはある。性自認が男性の女性が女性をレイプした時には、男性が女性をレイプしたとして裁かれた。

Q：司法面接で録画で行う場合に、被告人の反対尋問権がないという問題が日本では指摘されているが。

A：事前に証拠が動画として記録される場合は、事前に、被告人の弁護士、検察官、裁判

官が、どのような質問をするかを話し合う。被告人側も質問をする権利、機会がある。

遠隔で被害者が裁判に参加する場合は、被告人が反対尋問する権利がある。我々も、政府省庁として、被害者のニーズが中心であると考えている。被告人側の反対尋問についても、被害者に直接尋問できないようにしている。被害者の権利ビクティムズコード³に明文化されている。

性犯罪の中で被害者を守るために新しい戦略を考えている。来月発表することになっている。⁴

Q：子どもの被害者の場合には、直後の事情聴取と裁判前の聴取の二回の聴取が行われることになるのか。

A：少なくとも二回。裁判の前に、子どもが被害者であっても、警察やセラピストや関係者に何があったかを説明する。

今、チャイルドハウスというものを考えている。今年、初めて設立されるが、一か所に行けば犯罪に関わる専門家すべて—警察でもセラピストでも医療従事者であっても—が集まっている。動画を撮影する設備があるので、何度も話さなくてもよいように、回数を減らすためのもの。未だ、試験段階。他の国でもチャイルドハウスを設置している（アイスランドなど）。イギリスでもうまくいくか見極めてから展開を考えていきたい。

² Are juries fair? (Cheryl Thomas February 2010 Ministry of Justice Research)

³ Code of Practice for Victims of Crime (2015/10)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/476900/code-of-practice-for-victims-of-crime.PDF

⁴ Victims Strategy
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/746930/victim-strategy.pdf)

チャイルドハウスを設置しても聴取する回数は二回だが、同じ場所になるので被害者の安心感がある。

脆弱な被害者（子どもでも大人でも）にとって必要な証拠だけを提出するようにしている。

事前の動画の撮影の利点は、実際に犯罪が起きてから裁判が始まるまでには二年くらいかかるが、二年間待たないで被害の直後に撮っておけること。

まず、警察が被害者に事情聴取する（1回目）。加害者が起訴され、その時点で裁判官と検察官と加害者の弁護人がミーティングをする。弁護側・検察側からどのような質問が被害者にされるかが同意される。質問内容が決められてから、被害者がインタビューされて動画を撮影される（2回目）。動画の撮影がされた後は法廷に行かなくていい。これはイングランドとウェールズすべてで行われているものではなく、地域は限定されている。起訴されてできるかぎり早い段階で行うことで、被害から回復するタイミングも早くなる。また法廷に行かなければいけないというプレッシャーもない。

Q：質問録画の際には、検察側から被告人に対する証拠開示もすべて終わっているということか。

A：そのとおり。

Q：2年かかる、というのは裁判が始まるタイミングまでか。

A：裁判が始まるタイミングは様々。このタイミングというのは、法廷自体に空きがあるのか、陪審員のトレーニングが必要かどうかによる。できるだけ、この2年間という期間を短くしようと努力はしている。

様々な努力の結果、性犯罪を通報する人が前年比23%増加している。この8年くらいの傾向。

ビクティムズコードについて触れたが、これは被害者が通報する、しないに関わらずサポートを受ける権利を明文化している。警察に通報する人は増加しているが、通報しない人も4倍いる。通報の有無にかかわらずサポートを提供するというシステムの利点は、通報しなくてもサポートが提供され、サポートを受ける中で後日通報する気になり、起訴されるということ。子どもの時に性犯罪を受けていた人が、大人になってから何年もたった後に通報して起訴する例も出てきた。

有罪率の低下について

Q：有罪率を上げるために、他にどのようなことができるか。

A：内務省、法務省、検察庁が協力して取り組んでいる。起訴することが重要だと思っている。まずは起訴率を上げることが大切。通報率は、起訴される率よりも増加している。その一方で起訴したケースの有罪率は低下している。しかし、通報率、起訴率が上がっていることが大切だ。

有罪率が下がっている原因は、複雑な現実を反映しているものだと思う。30年40年前に起きた性犯罪の通報や起訴が増えているからだ。

Q：2003年法が改正されるときに2001年にレポートが出たというが、それが2003年の改正にどのようにつながったのか。

A：2001年時点には担当している業務ではなかったもので、詳しくは後日お送りしたい。

以前は、何が犯罪で何が犯罪でないのか、同意の定義が明文化されていなかった。性犯

罪も様々な法律に書かれていたので、できるだけわかりやすく簡潔化したものだと思う。13歳以下の被害者への保護も含まれている。

Q：日本は有罪率が下がるととても批判が出るが、イギリスでは批判は出ないのか。

A：有罪率を上げることは、起訴するものを減らせばできる。しかし、有罪率の低下にフォーカスするのではなく、送検されて起訴されることが重要だ。できるだけ起訴して有罪率をあげたいと思っている。

一番重要なことは、被害にあった人がきちんとサポートを受けて、加害者が司法により裁かれて有罪になること。司法によって裁かれることと、必要なセラピーが受けられることの両方が必要だと思っている。そして被害者が回復するということが。

先ほど日本では一旦起訴されると殆どが有罪になるという話があったが、イングランドとウェールズでは、陪審員が有罪とするまでは無罪推定が働いている。

Q：日本では、不同意性交を犯罪にすると冤罪が増えると言われてしまう。フリーズ反応なども知られていないため、同意と推定されてしまう。

A：イギリスでも、冤罪の率は2~3%あるとリサーチでわかっている。しかし、私たちが問題として懸念しているのは、起訴に至らない性犯罪の数が多いということ。冤罪の場合

は、有罪になるまでは無罪推定であり、冤罪なら有罪であることを示すことは難しい。

闘争・逃走反応、特に、フリーズ（固まる）と逃走について、人間の防御反応として逃げる場合もあれば固まる場合もある。固まっているのは逃れられないとあきらめているだけで、同意しているわけではないということが判っている。このことが人の反応として当たり前のことであることを、裁判官、陪審員の司法のトレーニングにおいて、知らせることに努力している。

陪審員には男女に関わらずレイプ神話がある。女性の陪審員にもある。これに対して、リサーチやエビデンスを示して、神話に過ぎないことを伝える。

最後に

私たちが先ほど述べたように、通報率や起訴率が増えれば有罪率は下がるが、我々としては、政策としては、通報率が増えて、起訴率が増え、必要とするサポートを被害者が受けられるならば、価値があると思っている。

過渡的に有罪率が下がったとしても、被害が通報されること、起訴されることによって、警察がきちんと対応するようになり、社会に変化をよぶのではないかと考えている。

A decorative border with blue floral motifs and a dashed line frame surrounds the text.

I - 2

性犯罪をどう裁くか:

元判事の話

まとめ：河原理子

略歴

アックナーさんは、さっそうとした女性で、2017年春まで、Crown Court（日本でいえば地裁）で刑事裁判の判事を務めてきた。Crown Courtで、判事は1人。法廷では独特のいでのちをしてる。「カツラをかぶって衣装に赤いタスキをかけて」12人の陪審員を導いてきたという。

「Crown Courtでかかわった裁判の約半数が性犯罪だった」

性犯罪の公判について、歯切れよく、視察団の疑問に答えてくださった。

自己紹介によると、2000年に判事になり、2002年から15年間刑事裁判に関わり、そのうち8年間は、性犯罪など重い犯罪を扱ってきた。

2017年4月18日に判事を退いた。その際のお知らせに略歴は次のように示されている。

Her Honour Judge Claudia Madeleine Ackner retires as a Circuit Judge with effect from 18 April 2017.

Her Honour Judge Ackner (62) was called to the Bar (M) in 1977 and elected a Bencher (M) in 2009. She was appointed a Deputy District Judge in 1997, a District Judge in 2000, a Recorder in 2002 and a Circuit Judge in 2007.

(<https://www.judiciary.uk/announcements/circuit-bench-retirement-ackner/>)

***撮影・録音は不可だったが、「私はもう引退しているので問題なく答えられる。司法省の代弁ではなく、私の個人的な見解である」とのこと。**

裁判の流れを丁寧に説明してくださった。

英国の刑事裁判

英国の刑事裁判では、最初に被告人が、有罪か無罪か答弁する。「無罪」と答弁した場合に、陪審員裁判にかけられる。一般市民からランダムに選ばれた陪審員12人が裁判で、有罪か無罪か判断する。

日本の「裁判員」は、裁判官と一緒に話し合っただけで刑まで決めるが、英国では、陪審員だけで話し合っただけで有罪か無罪か判断する。陪審員が「有罪」の評決を出したら、判事が刑を決める。

だから、陪審員の判断は重要だ。

陪審員が評議に入る前に、判事が陪審員に対して、それまでの法廷のまとめの説示 summing up をする。

「陪審員が判断する前に確実にしておかなければならないこと——被告人は何の罪状で起訴されたのか、構成要件、争点も説明して、検察、被告人、双方の証拠のまとめをする」

アックナーさんによると、この説示のなかで、たとえば性犯罪での「同意」について、陪審員に説明する。

* summing up の例は、司法大学（the Judicial College 判事のトレーニングをする公的機関）のサイトで見ることができる

2003年性犯罪法 Sexual Offences Act の位置づけ

（以下、「2003年法」と表記。細部は頻りに改正されているのでサイトで確認を。ここからは、アックナーさんの話を再構成して記す。被害申告者は「被害者」と表記する）

主な性犯罪に四つの類型がある。2003 法の第 1 条～4 条に示されている。

①レイプ（男性器の挿入） ②挿入による暴行（男性器以外の挿入） Assault by penetration ③性的暴行 Sexual assault ④同意のない性的活動をやらせる Causing a person to engage in sexual activity without consent

13 歳未満は「同意は不可能」という位置づけ。

いずれも、（同意のないことが犯罪成立要件であり）同意について被告人が異議を申し立てることができる。

被告人から同意に対する異議が提起された場合、検察は「同意がなかった」または「被告人は同意があったと合理的に信じていなかった（A does not reasonably believe that B consents.）」ことを立証する責任がある。

被告人は、「同意があった」または「同意があると合理的に信じていた」と、陪審員が確信できるようにしなければならない。

<不同意性交はいつから犯罪に？>

2003 年法よりずっと前から。

法律で規定される前にコモンローで「女性が同意しない（暴力などによる）不法な性交 intercourse はレイプだ」とみなされてきた。1845 年に明文化された（判決で示された）。このとき、犯罪の構成要件は何かということで、「力づくで」「恐怖を伴い」「詐欺で」という要件ははずされ、「不同意」に絞られた。

しかし、「不法な性交」がレイプとされてきたため、1994 年まで、夫婦間ではレイプは成立しないことになっていた。夫との性交は不法とはいえないから。1994 年に「不法」という言葉がはずされて、夫婦間でもレイプ罪が成立するようになった。

<2003 年法で何が変わった？>

「同意」については何も変わっていない。

アクトウスレウス（構成要件）は、条文で示されている行為で、メンズレア（主観的要件）は、故意に行うこと、または、リスクがあるにもかかわらずそれを行うこと。

2003 年法は、「レイプ」の幅を広げた。男性器の膣への挿入だけでなく、肛門や口への挿入も「レイプ」とされた。これによって、男性も被害者になるようになった。

<同意とは？>

必ずしも「ノー」と言葉で言う必要はない。

選択の自由があるときに、同意が可能になる。

支配的立場にある加害者が、被害者の感情を支配しているようなケースは、選択の自由があるとは言えない。

同意が何かは、第 74 条に示されている。

(For the purposes of this Part, a person consents if he agrees by choice, and has the freedom and capacity to make that choice.)

<量刑判断の基準は？>

刑を決めるときに、判事が参照するガイドラインがある（* 審議会 Sentencing Council が、判例や人びとの認識を参考に作ったガイドラインがある）。ここに、刑を重くする加重要素が示されている。

たとえば

- ・暴力、または暴力をふるうぞと脅した
- ・信頼を乱用した
- ・被害者にドラッグやアルコールを使った
- ・被害届けをさせないような脅しをした
- ・結果的に被害者が妊娠した、性感染症にかかった

被告人が自分から有罪だと言った場合は、刑が3分の1軽くなる。

<2003年法で立証方法は変わったか>

(2003法ではなく)他の法律の改正によって、徐々に変わった。

たとえば、以前は被告人の bad character (悪性格=被告人には同種の前科がある、とか)による立証をしていた。

被害者の過去の性的なヒストリーは法廷に提示されなくなった。たとえ娼婦だったとしても、関係ない。ただし、「性的なヒストリー」ではなく被害者の性的な活動やふるまい方は、陪審員に伝えられることがある。たとえば、過去にウソのレイプ被害届けを出したとか。

いろいろな証拠が提示されるようになったし、被害者が保護されるようになった。

レイプ事件の争点：同意はあった？

レイプ事件で一番多い争点は、被告人が「(性交には相手方の)同意があった」と主張するもの。

「俺はやってない」という主張もあるが、直近の事件なら法医学的な証拠がある場合が多い。DNA鑑定の結果があれば、有力な証拠になる。

<同意の有無は、どんな証拠が必要？>

目撃者がいるケースはまれなので、被告人、被害者の供述の信用性が問題になる。

第一の証拠は、被害者の供述。何が起こったのか、話の筋が通っているか、供述に信用性があるか。話の詳細が事実と合っているか。被害について他の人に訴えたか、それはいつ誰に対してか。訴えが遅れたときは、なぜ遅れたか。その内容は、警察へ届けた内容と合

っているか。合っているほど信用性が高い。

ただし、すぐに訴えたかどうかは、あまり重要ではない。被害時に子どもだったら、これは犯罪行為だと知らない場合もあるし、誰かに訴えたら家族がバラバラになってしまうと恐れたかもしれない。信じてもらえないと思ったかもしれない。

ずっと後になって届け出た場合には、何が引き金になって届けたのかが重要になる。

たとえば、自分に子どもができて、「この子に同じことが起きるのではないか」と考えるようになって、ということもある。

また、過去に性的被害を受けていた人は感情的な問題を抱えている場合が多く、たとえばお酒を飲み過ぎる傾向があったりする。そういう人がプロの支援を受けたときに、過去の問題が表に出てくることがある。

解離症状などにより記憶が欠如した被害者の場合は、ケアしているサイコセラピストやカウンセラーが証言する。被告人は反論することが多いが、陪審員は、両者の主張を秤にかけて判断する。

被告人と被害者が前からの知り合いではなくて、パブなどで会ったのなら、証拠があるかもしれない。付き合っていたのなら、どういう付き合い方をしていたかが問題になる。

<2003年法第75条の不同意推定規定の反証に、どんなものがあるか>

被告人自身の話によって、あるいは証人を呼んで反証する。たとえば、「被害者は眠っていたから同意していないというが、前にも寝ていたときセックスして問題なかった、だから今回も同意があったと思った」とか。「薬物を使用したというが、彼女がいつも飲んでいる薬なので、飲むのを手伝っただけだ」とか。

74条は「同意」が何であるかを示す規定。75条は、被害者が同意していなかったことを

推定する規定。76条は、反証を許さない規定だが、ここに示された「他の人になりすます」というケースはあまり考えられない。

75、76条は、引き合いに出されることはあまりなく、さほど重要ではない。74条に基づいて判断する。

<暴力や脅迫がなかったときは、どう立証するのか>

証拠調べでは、まず、警察で録画した被害者のビデオインタビューを見る。トレーニングを受けた専門の警察官が、リラックスできる場所で聞く。女性警察官が担当することが多い。それを陪審員が見るが、被害者は「私は同意していない」と言うことが多い。

性交の有無が争点の場合は、直近の事件なら法医学的な証拠があることが多い。

事件前後の様子を見た人がいれば、被害者、加害者がどんな様子だったかわかる。女性が怯えていた、とか、行きたくなさそうだった、とか。

また、若い被害者なら学校の記録があるかもしれない。事件後、勉強しなくなった、不登校になったとか、何らかの問題行動があるかもしれない。

DVなら、事件以前に、何らかの届けが警察にされていることもある。

その人の背景から、いろいろなことがわかる。

検察側の証拠提示の最後の方に、被告人の警察でのインタビュー動画の文字起こしが、陪審員に配られる。

また、被告人に同種の前科があったり、関連する事件で有罪判決を受けていたりする場合は、陪審員にそのことが伝えられるが、「だからといって今回もやったということにはならない」と陪審員には注意する。

そして、そのあと被告人側も出したければ証拠を提示し、証人に話してほしいければ要請する。

双方が証拠を示した後、判事が陪審員に説明して、陪審員は評議に入る。

偏見の除去

裁判は、被告人、被害者の双方に公正でなければならない。

<被害者の服装は問題になるか？>

陪審員が別室で評議に入る前に、陪審員がよくある偏見に基づいてまちがった推定をしないように、判事は詳しい説明を陪審員に示す必要がある。

「レイプは、覆面をして暗いところに潜んでいる知らない男がするものだ」とか、「レイプされる人はこういう人だ」というのは誤解。ステレオタイプな見方をしないように言う。

「若い女性が短いスカートはいているから（被害にあう）」という偏見があるが、ロンドンで暑ければそのような服装の人はたくさんいて、セックスしたいわけではない。

「男性のなかに女性が1人でお酒を飲んでいるからだ」という偏見もあるが、お酒を飲んでいるのはセックスする準備をしているわけではない。

また、とても魅力的な男性だからといって、同意のあるセックスをすることは限らない。

付き合っていたら必ずセックスに同意するわけではない。レイプは知らない人の間でだけ起きるわけではない。

レイプは必ず肉体的抵抗や怪我を伴うわけではないし、けがを伴う同意のあるセックスもある。

被害者ならすぐに届けを出す、とは限らな

い。

陪審員に、被害者の性的なヒストリーは伝えない。これは Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999 による規定。

どちらにも偏見を持たないように、また、「証拠を聞いているといろいろな感情がわき起こるが、それは脇に置いておくように」と陪審員に言う。

被害者の様子や、どのように答えたかを考慮に入れる必要はあるが、それが被害者が真実を述べたか否かを決定はしない。

被害者によっては、リラックスして冗談でも言うように真実を証言する人もいる。自分の神経が高ぶっているのを隠すためにそうすることもある。また、泣き出す被害者もいるが、つらそうに泣いているからといって真実を述べているとは限らない。

<被害者がフリーズしてしまうことがある、ということは判事にどのくらい理解されているのか>

いろいろな反応があることを判事は知っている。研修でも知るし、ベンチブックなど本もある。

「被害者の反応は人それぞれで、叫ぶ人もいれば、フリーズする人も、言葉で抜けだそうとする人もいるし、抵抗する人もいる。先入観を持たないように」と陪審員に伝える。

<判事の研修は？>

3年に1回、2～3日缶詰になってトレーニングを受ける。傷つきやすい脆弱な証言者や、証拠などについて、事例をもとにみっちり研修する。ロールプレイもするし、結構大変。難しい陪審員がいるケースや、被害者が泣き崩れるケースなどで、法廷をどう進めていくか議論する。難しい模擬裁判の動画を途中で止めて、「あなたならここでどうする？」

と問われる。

講師は、犯罪被害者、学者、ベテラン判事など。

被害者への支援

<被害者へはどんな支援がある？>

警察には、性犯罪被害についてのトレーニングを受けた専門職がいる。

公判開始前に、裁判所を訪問できる。

法廷で証言するときは待たされることなく、決められた時間に行って、終わったらすぐ帰れる。性犯罪の被害者などは特別措置で、ビデオリンク（別室から中継する）や法廷のスクリーンの後ろで（被告人から見えないように）話すことができる。

有罪評決の後、判決の前に、Victim Impact Statement（被害影響陳述。日本でいう「心情に関する意見陳述」のようなもの）を発表することができる。被害者は刑に対する意見は言えない。事件でどんな影響があったかを、判事は知ることができる。ただ、「人生がめっちゃくちゃになった」などの影響は、通常は、本人が言わなくても検察が述べる。判決理由のなかで、そのVISに言及する。

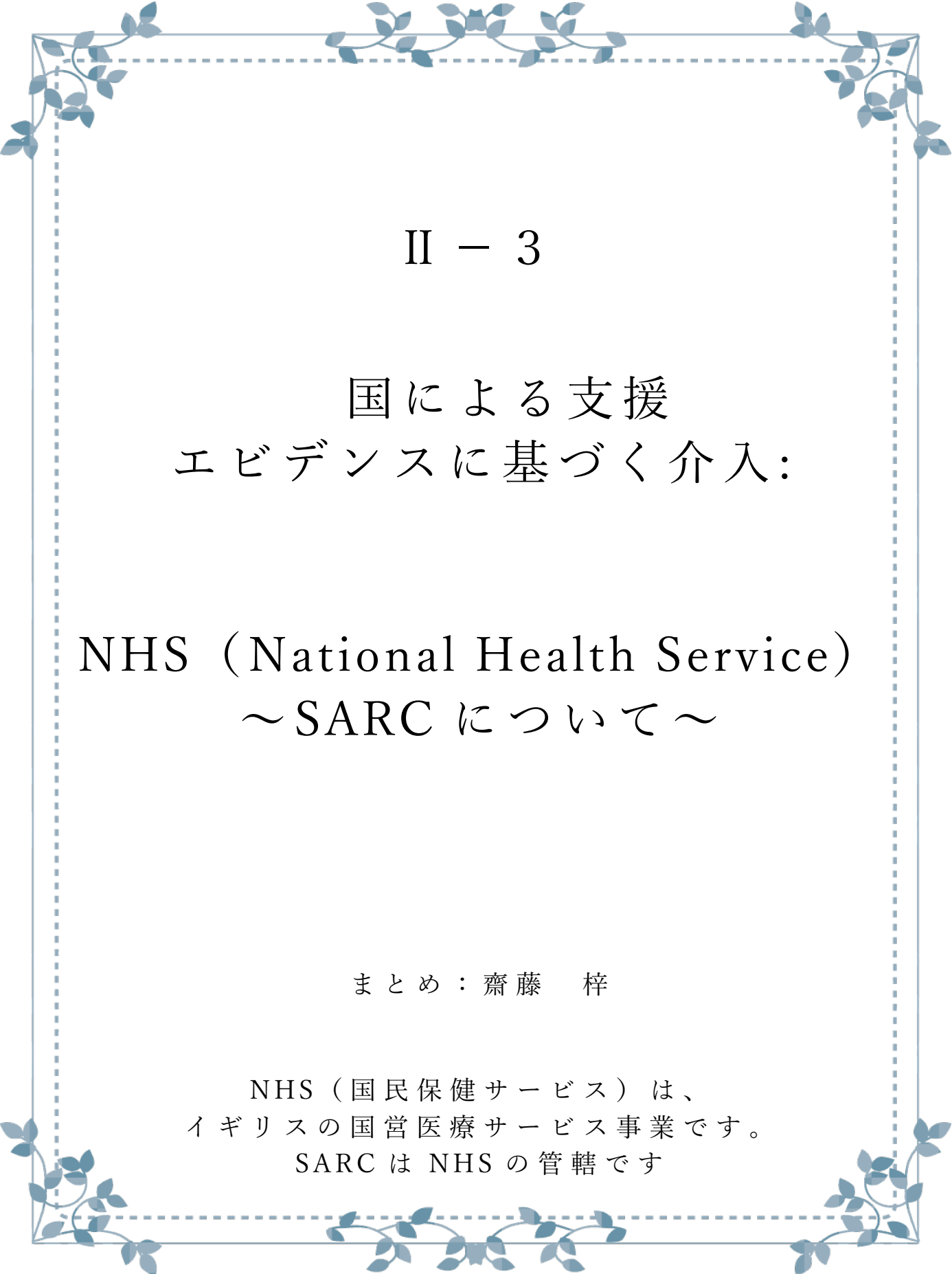
また、反対尋問を、事前に録画しておいて陪審員に見せる制度を試しているところ。そうすれば被害者は公判に出なくて済む。

<不同意性交は犯罪だ、と規定したことの、影響、功罪は？>

ポジティブな面は、被害者にとって正義がなされること。有罪判決が出れば、一区切りつけられる。

ネガティブな面は、暴力などが無い場合に立証が難しいこと。被害者には裁判そのもの

が、きつい。何が起きたのかを話さないとい
けない。その結果、無罪となると、大変につ
らい。自分の言ったことが信じてもらえな
かったのだとを感じるが、「あなたが信用されな
かったのではなく、陪審員は有罪の確信を持
てなかったということだ」と説明する。被告人
にとっても、被害者は匿名でも被告人は実名
で、ニュースでも報じられることがあるし、
無罪判決が出ても、評判は落ちる。



II - 3

国による支援
エビデンスに基づく介入：

NHS (National Health Service)
～SARC について～

まとめ：齋藤 梓

NHS (国民保健サービス) は、
イギリスの国営医療サービス事業です。
SARC は NHS の管轄です

施設概要

NHS はロンドン中心部にあった。中は吹き抜けがあり、開放的な雰囲気、様々な人が働いていた。

イギリスでは、地域に GP と呼ばれる総合医がおり、国民はほとんど自己負担なしに医療にかかることができる。より専門的な医療にかかる必要がある場合は、GP から紹介される。

性暴力被害のワンストップ支援センターである SARC も、NHS の管轄であり、すべての人は SARC のサービスを無料で受けることができる。

今回、SARC を担当しているシニアマネージャーと、The Havens の臨床心理士およびカウンセラーの方が対応してくださった。カウンセラーの方は日本人の方で、時折日本語で補足をしてくださった。

NHS とは？

(以下、シニアマネージャー、臨床心理士およびカウンセラーの話を再構成して記す)

NHS は、国民が無料で診療が受けられるシステムで、1948 年以來設立されている。受けられる医療のサービスの基準は統一されており、NHS のサービスは、出産、入院、精神疾患、歯科、眼科など幅広く、98%が税金で賄われている。2%はそのほかのサービスに対する支払いによる。

SARC とは？

SARC は国の健康サービスの一環。年齢層に合わせて設定された急性のヘルスケアのサポート、法的医療の診療、それに対するフォローアップ、クライアントの医療、心理上のサポート、ISVA (独立性暴力アドバイザー) の紹介などを行っている。

*注：ISVA とは、裁判の付添支援など司法手続きに関する支援を行う、性暴力被害者支援専門のアドバイザーの資格、あるいはその資格を持った人を指す。

これは国全体で提供されているサービスであり、NHS の他のサービスや、民間の支援団体、その地域地域のボランティアによるサービスとも協力しながら運営されている。

全体の運営計画や経営は、NHS イングランドによって行われている。資金は、警察および犯罪コミッショナーに関わる機関、臨床医の団体、地域の地方自治体などから出資されている。

The Havens とは？

The Havens はロンドンにある SARC。Kings college Hospital の NHS 基金によって運営されている。NHS イングランドのロンドン地域が管理している。ロンドン市長の市長オフィスや、警察の犯罪捜査部門と提携している。資金は、3分の2が NHS からで、3分の

1が警察から。現在の予算が年間640万ポンド（約9億円）。ロンドンにThe Havensは3か所あり、どんな年齢層の人にも、誰に対してもオープンにされている。その中には、子どもおよび若い人たち向けに特化した場所もある。被害を受けた人は、The Havensに自分で直接行く場合もあるし、警察から紹介されることや、NHSのサービスや社会福祉サービスから紹介される場合もある。過去12カ月間に性的な被害にあった人は、直接アクセスすることが可能。The Havensは24時間365日対応。

司法医療検査、フォローアップの医療サポート、性的な健康に関するサービス、クライシスワーカー、ISVA、心理およびカウンセリングサービス、専門家向け助言とトレーニング、子ども及び若い人たちに対する心理サービスなどが提供される。

司法医療検査があり、犯罪に対する証拠を得るということで、警察に対して効果的なサポートにもなっている。

The Havensは他の機関とも共同して支援を実施している。そのクライアントにとって、最も必要なサービスを受けることが可能である。例えば、NHSのサービス、事故・緊急部門、性に対する健康サービス、精神衛生チーム、ボランティアの部門へのリファーもしている。

現在、性暴力や性犯罪の相談機関が複数存在していて、相談する人がどこに連絡をするとか良いかが分かりにくく、セーフティネット

から落ちてしまうということが問題となっている。「ゲートウェイ」という、連絡を1か所で受ける場所を作り、そこに被害者が直接アクセスして、The Havensやレイプクライシスセンターなど、必要な機関につなげられるような場所を作る予定でいる。被害者の人がどの団体に行っているのかわからないということもなくして、アクセスしやすくすることが目的。

犯罪被害についてはビクティムサポートがゲートウェイの役割を果たしているが、それ以外に、性的暴行を受けた人専用のゲートウェイが必要だということになった。性的暴行を受けた場合にも、ゲートウェイを通せば5～7日以内に法的医療処置ができ、素早いアクセスが可能になる。イメージとしては、法的医療措置が必要であればSARCに、性的暴行から10年経っている場合などは地域のレイプクライシスセンターにつなげるといった感じになる。

ISVAについては、ロンドンでは、NHSから予算が出ている。The Havenは警察とNHSから予算が出ている。ほかの地域では、NHSが全ての予算を出している場合もあるし、警察が多く出資している場合、地方自治体が予算立てしている場合もある。

The Havens について

イギリスのロンドン以外の地方では、NHSがワンストップセンターを作るという形だっ

たが、ロンドンでは、先に The Havens があって、すでに性暴力被害者への支援、心理的ケアの提供などを行っていた。NHS はそこに出資して、国営のワンストップサービス、SARC とした。

SARC は、現在、英国に 44 か所にある。何万人に 1 か所というのは地域によって違いますが、ロンドンでは 3 か所あって、800 万の人口をカバーしている。地方に行けば、もっと少ない人口をカバーしていることになる。

The Havens の心理的サポートについて

The Havens に来た人がカウンセリングやサポートを受ける場合、たいていは、法的医療処置のフォローアップのときに心理的ケアを紹介される。昔は、法的医療処置と同時にカウンセリングの紹介も行っていたが、その段階では、まだ被害者がそういうことを話せる状態ではないので、今は法的医療処置と同時に紹介されるということにはなっていない。現在は、医療の処置を受けてから 2 週間後のフォローアップのときに、医師やナースがその人の状態や状況をチェックして、心理的サポートが必要かどうかを決めている。被害者の全員が、心理的サポートを必要とするわけではない。

時々、直接、心理的サポートを求めて来る人もいる。医療的な措置は一切受けたくないという人もいて、カウンセリングだけ受けたい、という人もいる。

心理的サポートには、臨床心理チームとカウンセラーチームがある。法的医療処置のあとで紹介された場合は、二つのチームが一緒にケースを見ていく。その人が強い PTSD の症状や抑うつ状態を示していたり、その前からうつなどの既往があったり、子どもに暴力を受けていたなど複雑なトラウマの要因がある場合は、臨床心理チームが行い、それ以外はカウンセラーチームが担当していく。

最初のアセスメントと最後のアセスメントのときに、同じ自記式尺度を取っている。PTSD の症状の評価には PCL-5 を使っている。その他に、Core10 という、臨床的な評価尺度で評価を行うが、これは、一般的なストレスや自傷のリスクをはかるものである。その他、BDI-2 でうつを測ることもしている。こうしたアセスメントツールを使って、被害者の方の状態がどのくらい深刻かを査定していく。

その他、対面でのアセスメントには一時間くらいかけている。被害者の方に、被害にあって以来、心理的、感情的側面ではどんなことが困難になっているかを尋ねていく。

アセスメントでは、被害者の方に、事件概要の具体的なことは話さないようにと伝える。具体的なことを話してしまうと、それを記録に残さざるを得なくなってしまう、警察でとった調書と現在のアセスメントで話されたものが食い違っていた場合に、裁判で論争的になってしまう。あくまでも、心理的・

感情的にどんな困難があるかに焦点づけて聴いていく。

アセスメントの後に、セラピーを受けるまでにどのくらい待たなければいけないかを伝える。現在、だいたい、カウンセリングは2~3か月待ちで、心理療法は3~6か月待ち。カウンセリングと心理療法では、被害者の方を見ていく時間というか期間が違うので、待機期間が変わってしまう。カウンセリングは6回。例外的に伸びても12回まで。心理療法は12-20回。トラウマが絡み合っているような複雑なトラウマだと30回に及ぶ場合もある。

30回面接を行ってもまだ必要という場合には、地域のメンタルヘルスサービスや、レイプクライシスセンター、最寄りのカウンセリングサービスに紹介する。

セラピーが必要なクライアントとカウンセリングが必要なクライアントがいる。また、もっと専門的なケアが必要であり、もう一度地域のカウンセリングに委託しなおす必要があるケースもある。そうすると、NHSの中でも専門性の高いところに紹介をしたり、私費で出せるならば私費で専門家のケアを受ける場合もある。ただ、地域のメンタルヘルスサービスに紹介しなおすと、再び待機期間が発生してしまう。

NHSのトラウマサービスはロンドンの様々なところで受けられる。基本的には、GPから紹介される。GPは、その地域で受けられるメンタルヘルスのサービスの情報を持って

いる。通常のメンタルヘルスサービスでは、よく見られる精神状態は疾患、例えば精神病とか複雑なうつまたは不安といったものをみていく。トラウマからくるストレスは、専門部門が担当する。ただ、The Havensのほうから、トラウマを見るという目的で、トラウマ専門部門にもう一度クライアントを紹介していくことはまれである。改めてリファーする人は、やや人格障害の傾向がある人や、もともと抗うつ剤を服用している人、自殺の危険がある人など。そういった人は、地域のメンタルヘルスサービスに紹介する。

質疑応答

Q. The Havensの心理療法やカウンセリングの記録を裁判に出すことはありますか。

A. 裁判になる前に、警察から開示の請求がある場合がある。The Havensで支援を受けた後に警察に相談した場合は、クライアントは、The Havensで心理的支持を受けていることを、警察に伝える必要がある。警察は、記録を見て、告訴するかどうか、そのケースに裁判で弱点となる点があるかどうかを確認する。または、裁判が始まっているケースで、始まってから裁判の中で証拠を集めている状況で、記録の提出を求められる場合もある。クライアントには、話していることは記録されて、裁判で開示することがあると最初から伝えている。ただし、クライアントは、話したことを記録に残さないでほしいと

希望することもできる。たとえば、いじめの経歴など、起きた出来事と直接関係のないことについては、記録に載せないでほしいとクライアントから希望があれば、記録には載せない。面接の最初に取り交わす同意書に、

「警察から記録の開示を求められることがあります、その場合はそれに応じます。」と書かれている。署名をしないことも可能で、同意の署名がない場合には、警察も開示を求めることは容易にはできない。

記録があり、警察から記録を開示するように請求があった場合には、まず、クライアントに連絡して、警察から記録を提出してくれと請求が来ているが、その記録を読みますかと聞く。クライアントには、実際に何が書かれているかを読み、必要ない部分は黒塗りにする権利がある。クライアントが、裁判で開示したくないという情報は黒く塗っても良い。ただし、稀なことではあるが、あまりにも黒塗りの部分が多いと、裁判官からオリジナルを出すようにと要請される場合もある。クライアントが記録を読む場面では、サポートをするスタッフと一緒に、どの部分は出さなくていいというのをサポートしながら見直していく。

Q. 臨床心理チームとカウンセリングチーム、どちらにどのくらい人員がいるのでしょうか。どのくらい紹介されるのでしょうか。

A. 紹介される比率は、そのときそのときで異なる。けれど、どちらも、いつもとても忙

しい。The Havens はロンドンに3か所あり、それぞれ必ずカウンセラーが1名、臨床心理担当が1人~2人、それと訓練生がいる。それでやっとなり盛りしている状態。

Q. 面接の待期期間（面接が始まるまで待っている数カ月）のあいだは、どのようにしているのか。

A. アセスメントが終わって、心理療法やカウンセリングの待期期間のあいだに、2時間のワークショップを受けることができる。性被害のあとの心理的反応や、PTSD、感情の調整や、記憶について、どんな困難が良くみられるかが説明され、後半ではそれに対応してストレス対処スキルが説明される。ワークショップのフィードバックからは、このワークショップの一番の価値は、同じ経験をした人と出会うことができ、同じ空間にいられたということだということが分かっている。レイプはものすごく孤独な体験なので、自分はひとりではないんだということを感じられることはとても大切。このワークショップは2週間ごとに行われており、平均12~14人の参加がある。だいたい、30人くらいエントリーがあって、実際に来る人がそのくらい。中には、ワークショップにすら顔を出せないほどきつい状態の人もある。また、他の人に会いたくない人や、グループという設定がきついという人もいる。ただ、ワークショップという機会があって、選択肢があるのはいいことだと思っている。

去年、The Havens を利用した人は 2100 人いて、そのうち 700 人くらいはカウンセリングや心理療法を希望した。

The Havens のカウンセリングや心理療法は 3~4 か月の待ち期間があるが、コミュニティのトラウマサービスは 18 か月なので、3~4 か月は早い方。比較的早い段階でアクセスできていると思う。

Q. どのような面接を行っているのでしょうか。

A. 大人には、言語的カウンセリングが主。クライアントが話をして、カウンセラーが傾聴するという形。心理教育や、いかにレイプが誤解されているか、レイプ神話について伝えることから始まることも多い。カウンセリングと心理療法とを分けるのは、主には心理検査のスコア。だいたい、PCL でスコアが 38 以上の場合にセラピーを紹介している。

ただし、カウンセリングのほうに紹介されてくる人たちでも、PCL で高いスコアの人もいる。単回性の被害の人と、継続的な被害の人、複数回被害に遭っている人、さらにすでにストレスや精神疾患を持っている人と、そうはない人、など色々な基準がある。

カウンセリングでも、PTSD の症状を減少させていくことを目指している。グラウンディングを行い、恥や自責感の認知再構成などを少しずつやっていく。もう一つ大きいのは、家族や周りの人の二次被害的な反応。な

んで警察に行かないんだ、などと家族が怒っているというのを聞いた場合には、クライアントがどういう風にしたいのかを一緒に探していく。絶対に通報しなければいけない、なんてことはないのだと伝える。クライアントの選択でよいのだ、ということをサポートする。

レイプ神話については、性暴力の 80% は身体に危害がない、20% しか暴力はないんだ、暴力のないレイプが圧倒的に多いのだ、そういったことを一つずつ、伝えていく。実際の性暴力はこういうものだ、ということ伝える。クライアントは何が起きたのかわからないでいるが、何を感じているのか、何がおきているか分からないということも普通の反応だ、とノーマライズしていくということをセッションの中で行っている。

レイプ神話に基づいて、周りの人たちは、なんで抵抗しなかったの、などと反応する。さらに、裁判でもレイプ神話に直面することになる。だいたい、95% くらいの方は、レイプ神話に基づいた二次被害を受けていると思う。

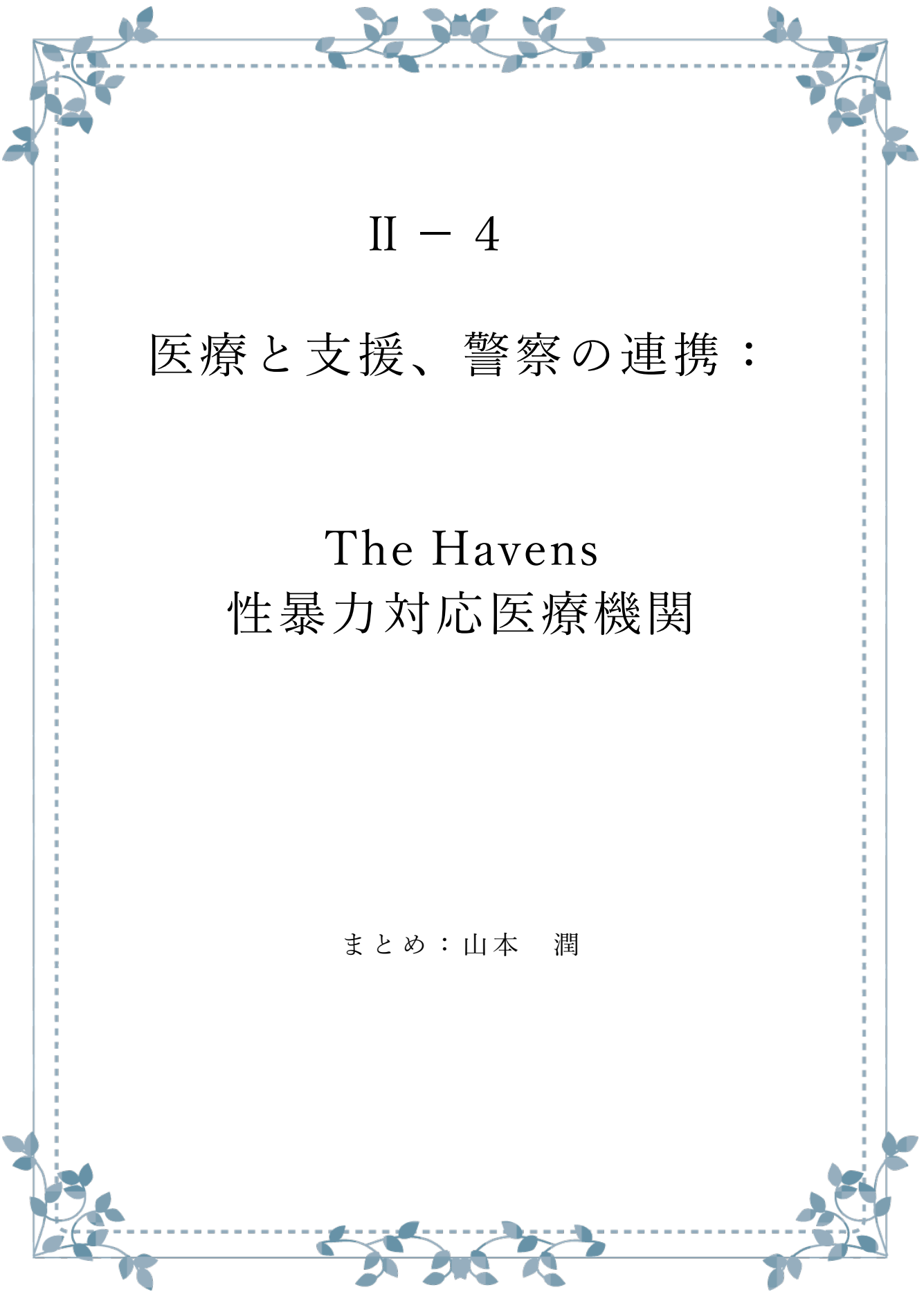
周りの人が、レイプ神話で責めることもだが、レイプ神話が社会に蔓延しているがために、クライアント自身にも内在化されている場合がある。あのとき私がお酒をたくさん飲んでしまったから、とか、こういう格好をしなければよかったとか、クライアント自身が思ってしまうことが多いので、どういう格好をしても何をしてもそれはレイプを正当化することにはならない、ということは何度も話

し合っていく。そうした恥や自責に取り組んでいき、PTSDを緩和することを行っていく。

PTSDは、被害が起きたら80%の人に3~4週間で表れるが、自分で回復していく人たちもいるので、2100人中の700人がカウンセリングを受ける、ということは妥当だと思っている。ただ、回復していないけれど、レイプということへのスティグマが強いために、本来ならばケアが必要だけれども、アクセスしない人もいる。

Q. セラピーはどのようなものを行っていますか？

A. NHSの出しているNational Institute for Clinical Excellence (NICEガイドライン)の中に、PTSDのガイドラインがあり、それに基づいて、エビデンスベースドセラピーを提供している。トラウマに焦点づけたCBTとEMDRが第一選択になっている。

A decorative border with blue floral motifs and leaves, framing the central text. It consists of a solid outer line and a dashed inner line, with floral designs at the corners and midpoints of the top and bottom edges.

II - 4

医療と支援、警察の連携：

The Havens
性暴力対応医療機関

まとめ：山本 潤

施設概要

SARC（性暴力対応医療機関）は英国全てで44箇所ある。SARCの多くは事件後7日以内の被害者に対して法医学的証拠採取や婦人科のケアを行う。ロンドン市内にも3箇所あり、「The Havens」と呼ばれる。The Havensは1年未満の性暴力被害者に対応し、法医学的証拠採取と心身のケア、心理療法、法律アドバイスをこなす。なお、法医学的証拠採取はThe Havensでも7日以内である。医師、警察に届け出た後の手続きなど全体的なことについて説明するクライスワーカー、裁判までの手続きをサポートするISVA、カウンセリングを提供するカウンセラー、専門的心理療法を提供するサイコセラピストなど、様々な専門職が協働している。

セントメアリー病院内 The Haven

普通の外来患者さんの目につかないように、職員駐車場の端に警察車両用の駐車場を設けている。警察からHeavensに連れてこられる人が多い。

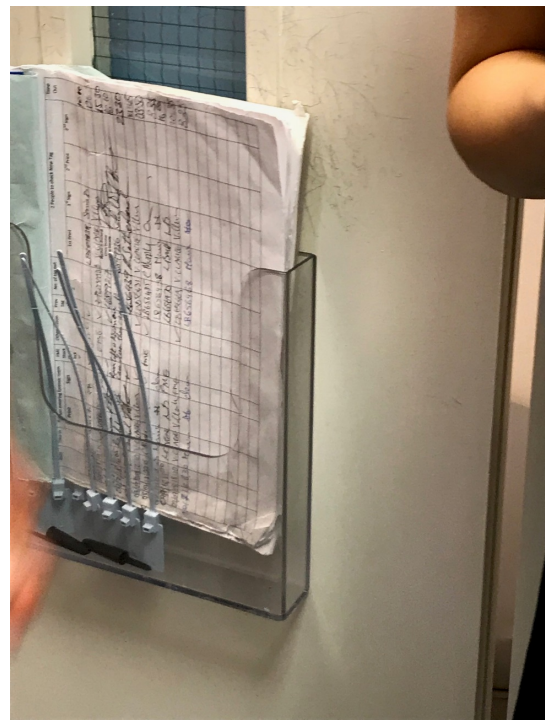
まずクライアント（被害者）は、聞き取り室でクライスワーカーと話をする。ここではリラックスできるように、お茶を飲んだり、クッキーを食べたりしながら、これからどのような検査を行うのか、どういう意味があるのか、いつでも途中でやめられること、ただ証拠採取をしないと警察に訴え出ても証拠不十分になりやすいこと、証拠は1年間保存できることなどを伝える。

フォレンジック診察・証拠採取

クライスワーカーとの話が終わったら、医師より証拠採取について話をする。クライスワーカーは部屋の隅で証拠採取に必要なものの準備をしている。フォレンジック診察には4、5時間かかる。医師の話が終わるのを待ってから、証拠採取キットを準備していたら6時間かかってしまうので時間のロスをなくすために行う。

診察室は毎回滅菌し、封をする。被害者、加害者以外の第三者のDNAで汚染されないように、誰がいつ開閉したかを、プラスチックタグの番号と名前を記載することで明らかにしている。

診察室はプラスチックタグで封をしている



膣内のものは7日以内に証拠を取る。イギリスは7日までとなっている。証拠をとるまでにシャワーを浴びていても、内部の証拠採取は行う。手続きは変わらない。

医師がクライアントさんと説明しているあい

だに、かまれたとか、胸を吸われたと言った場合は、皮膚からもサンプルを取る。二日間で証拠採取を行い、シャワー浴びていなければ被害後7日まで行う。

どこからサンプルを取ったかをチェックし、リストに番号を書いていく。サンプルは同じ場所から必ず二つドライサンプルとウェットサンプルとする。警察に提出して、警察はサインをする。両方やったほうが、DNAのサンプルを採取できる可能性が高いから。(洋服にこびりついていて、乾いた場合は取りにくいですが濡らしたら取れるというのと似ている)

フォレンジック診察・記録

怪我をしている場合は、身体図で記入していく。

裁判で証拠として役に立つように、どのように記載するかについて医師は訓練を受けている。

裁判所で証拠として認められるような写真の撮り方についても訓練を受ける。身体図と写真が両方あることで、証拠として役に立つ情報になる。

クライアントの安全確認

クライアントさんが安全であるということを確認める上で、精神状態ということも把握しておく必要がある。自傷したりする可能性はないか、周りのサポートはあるか、といったようなことを確認していく。フォレンジック(法医学的診察)の時にもクライシスワーカーが、いるが、そのあとでクライアントさんの具合のフォローアップをする。そして、心理的なサポートが必要かそうでないかを確認していく。最初に証拠採取をしてから、そ心

理療法の助けが必要かどうかを確認する。

他機関・他職種との関わり

警察とコンタクトするやり方を知っておく必要がある。また、クライシスワーカーが会う必要があるか、心理療法の助けがあるかどうかをフォローアップしていく。

例えば、犯行のあった現場に子どもがいた場合、子どもも見る。心理的感情的影響な子どもへの影響の有無、子どもが何かを目撃したのではないか、子どもも被害にあっていないか家族全体を見ていく。

ソーシャルワーカーとも強くつながっているので情報のやり取りもかなりある。

定期的なフォローアップ

最初にクライアントが来て、二週間後にフォローアップを実施。その時は性病の感染がないかという検査をする。クライシスワーカーにも会うことができるので、心理状態のリスクアセスメントを行う。

最後に、医療方面からのコンタクトがあるのは犯行が起きてから三か月後。その時は血液検査を行う。実際のサポート自体は、犯行から一年後までできる。それは、担当の人とのフォローアップであるとか、心理療法によるフォローアップ。また、警察を通さず、自らHavenに来たときは、警察への紹介も行う。一年を過ぎてからは、HavenHaven以外の機関のサポートを紹介していく。ロンドンやその他の大都市では、いろいろな方面のサポートがある。様々なコミュニティ、男性、黒人の少数民族、他の民族、LGBT、など。日本も同じ状況かと思うが、大きな大都市を離れると、サービスは制限ができてしまう。特殊なサービスは数が限られる。

警察との役割分担

Haven に自ら来た人に対しては、スタッフの人が警察にお話したければアレンジできると伝える。そしてクライアントが望めば警察官が来て、警察に行くことを決めた場合にはどんなことになるかのアドバイスを。警察官を紹介する時には「そんなに怖い人でもない」と思ってもらえるようにする。できるだけ、警察への報告件数を増やしたい、100%報告してほしいと思っているので、そのための道筋を広げることを行っている。性暴力は暗数が多い。実際に報告する人が少なく、性暴力を受けた人の中で報告する人は 10% くらいではないかと考えているので、報告件数をあげたいと思っている。Haven に来た人が警察に相談するときは身元を明かす必要はない。相談しないと決めた時も彼女の決断だから尊重する。警察としては、情報が得られたので、情報として蓄積することができる。

直接来る人は、犯行を行った人が家族やパートナーだったりしたことが多い。そういう人は警察に報告したくないと考え、決意をするまでに時間がかかり、すぐには報告できないことも多い。Haven に来ることで DNA 採取をして、考える時間を与えることができる。

証拠の保存

Haven で保存してあるのは直接来た人の DNA で全体の 10% がある。一年間保存する。一カ月後と 9 か月後に警察に届けるかどうかをクライアントに尋ねる。クライアントが、もう通報しないと決める場合は、一年後にはサンプルは破壊される。

警察から来た場合は警察官が持ち帰り、警察に保管する。

警察官が被害者と一緒に Haven を後にするときには、警察の手元には証拠 (DNA、洋服等)

がある。警察署に戻ったら、受け取ったサンプルを登録しなおして、警察のシステムに乗せる。DNA のサンプルはクーラーに入れて移動する。

クーラーボックスは特に温度ははからないが、アイスパックを一緒に入れて、新鮮な状態のサンプルを保つようにして警察に行く。クーラーボックスに入れておくのは、細菌の繁殖を防ぐため。

昔は 30 年、警察では証拠を保存した。保存スペースがなくなったので、現在は 10 年くらい。

例えば 5 歳の子が被害を受けた場合は、犯行後 3 日以内に採取。証拠を 18 歳 + 1 年保存する。保存のプロセスは警察も Haven も同じ。

SARC の始まり

最初の SARC (性暴力対応医療機関) ができたのは 28 年前。すごく小さな場所だった。18 年前に、政府がそれぞれの警察の管轄に、最低一つは SARC を作ると決めた。ロンドンだと人口が多いので管轄は、真ん中にあるメトロポリタンポリス、そしてシティオブロンドンという金融街に当たるところも管轄。メトロポリタンオフィスというポリスは M25 の内側が管轄。M25 の内側に 3 つの SARC がある。シティオブロンドンには SARC はないが、ロンドンの 3 つの SARC と連携している。

ケント地方には一つ、エセックスに一つ、など県ごとに一つ SARC がある。ロンドンは人口 900 万で 3 つの SARC すなわち Haven がある。

警察の性犯罪捜査システム

今変化が起きている最中で、以前は M25 以内に 250 人くらいの性犯罪専門の警察官がい

た。その人員で、24 時間、週 7 日の対応をしていた。Haven も同じ対応。警察と Haven というのは強い提携関係にある。地方に行けば、SARC が一個しかなかったりで、医師は 2～3 人くらいで警察は一人とかという場合もある。性犯罪専門の警察は、他の犯罪は扱わない。訓練を受けて、性犯罪専門の警官になったらそれを専門にする。地方に転勤になった場合には他の犯罪も行う可能性がある。ロンドンには慢性的な依存症の人がたくさんいて、生活がめっちゃめっちゃであるとか、LGBT など性的なアイデンティティの混乱であるとか、いろいろなケースがある。それらにすべて対応していかなければならない。ただ、警察官としては、性暴力、性犯罪の被害者のサポートで時間が埋まっている状態。過去 10 年では、ユニットでロンドン全体の性暴力を見ていた。ロンドンの中には、32 区ある。それぞれの区に捜査班があった。それが一つにまとめられて、性暴力のチームができた。今、5～6 のチームに分けられる状態になっている。シフトで交代制でやっている。常に 250 人同じ場所に来てくれたらラッキー。

SOIT（性犯罪専門捜査官）

性犯罪調査訓練を受けた人を SOIT と言う。実際に彼と同じような仕事をしている人は 250 人いるが、性暴力コマンドという大きなユニットの中では、様々な人が働いている。チームメンバーだけれども SOIT ではないという人もいる。SOIT は人々にあまり知られていないので、キャンペーンをやっている。NGO やレイプクライシスとも協力しているし、自分たちがコンタクト取りやすいように努力をしている。一般の人には知られていないかもしれないが、こういう仕事をしている人たちや GP（家庭医）はみんな知っている。何かあ

った時に、どこに紹介していいかはわかっている。

Haven や性暴力専門警察官がいなかったら裁判に持ち込むことは非常に困難になると思う。その手続きというのをやりやすくするために存在している。SOIT はできて 15 年くらい。昔は、警察が医師をみつけて警察に来てもらって、理想的ではない状態でサンプルの採取をやらなければならない状態だった。

SARC の存在意義

SARC ができてから、証拠を採取するフォレンジックの質が上がり、フォローアップの質も上がった。警察や司法に対する準備がやりやすくなった。

SARC や SOIT ができたことは、社会の動きに対して出てきた反応ではないかと思う。有罪率にこだわると正確な判断がしにくいと思う。人々が性暴力・性犯罪について良く知るようになり、報告するようになったので、裁判に持ち込む数が増えた。そうすると、ストレスが大きいので途中で裁判をやめる人もこれまで以上に出てくる。有罪率で判断することは難しいと思う。

SARC の存在意義は、裁判や法律に照らした勝ち負けよりも、被害者に対するサポートが増えて層が厚くなり、大人でも子どもでも心理面や感情面できちんとサポートされていくことができるようになったことだと思う。

裁判に向けての訓練

こちらで証拠を取ってサンプルをとった人がみんな裁判に行くわけではないけれど、裁判に行った人の有罪率は 50% くらい。性犯罪以外の犯罪でも、有罪率は変わらない ではないか。

警察は、有罪率に関してはよく批判を受けるが、性犯罪被害者の対応はすごくきちんとしたものが出来上がってきた。昔には扱っていなかったようなケースも裁判になっていると思う。

質問：Haven の職員が裁判に出廷することはあるか？

回答：よくある。だいたい医師は二カ月に一回くらい法廷に行く。フォレンジックを取る医師やサイコロジストは、裁判所で証人としての発言の仕方も訓練されている。一日弁護士と会って、証人尋問で聴かれることのロールプレイをする。実際に現実で裁判所への召喚があった時には、シニア医師がケースを見て、どんな質問が出てきそうか、突っ込まれそうなところを事前に見ておくということをする。

社会意識の変化

人の社会的な態度の変化、認識の変化が大きかった。イギリスでは、1981年に妻でもレイプは犯罪になると法改正された。

フランスでは、警官や医師が被害者に対して酷い態度をとったことが動画に撮られてテレビで放映された。世論が盛り上がり、人々の意識に変化が起きた。

1980年代にこういった一連の動きがあって、それに対応する形で適応したシステムを作っていくことになった。実際には何が起きているのに何も起きていないふりをしているのはおかしいと思う。

イギリスでも報告件数は高くなく、犯罪調査でも暗数は多い。

それを変えていくために、GP（家庭医）へのトレーニング、性的な健康についての機関へのトレーニング、性病クリニック、大学のスタッフや先生方、学生で何かあった時に正

しい方向に導いていけるようなトレーニングをしている。

暗数が多いのは、スティグマや恥がある。ロンドンが最もオープンな都市だと思うが、特に LGBT に関してはまだまだサポートが足りないと思っている。警察からのサポートが今はない状態。黒人のコミュニティでもオープンにならない。警察の中でも、サポートができるようになってきているし、警察官自身が、自分が LGBT であることをオープンに話すことでサポートを作り上げている。

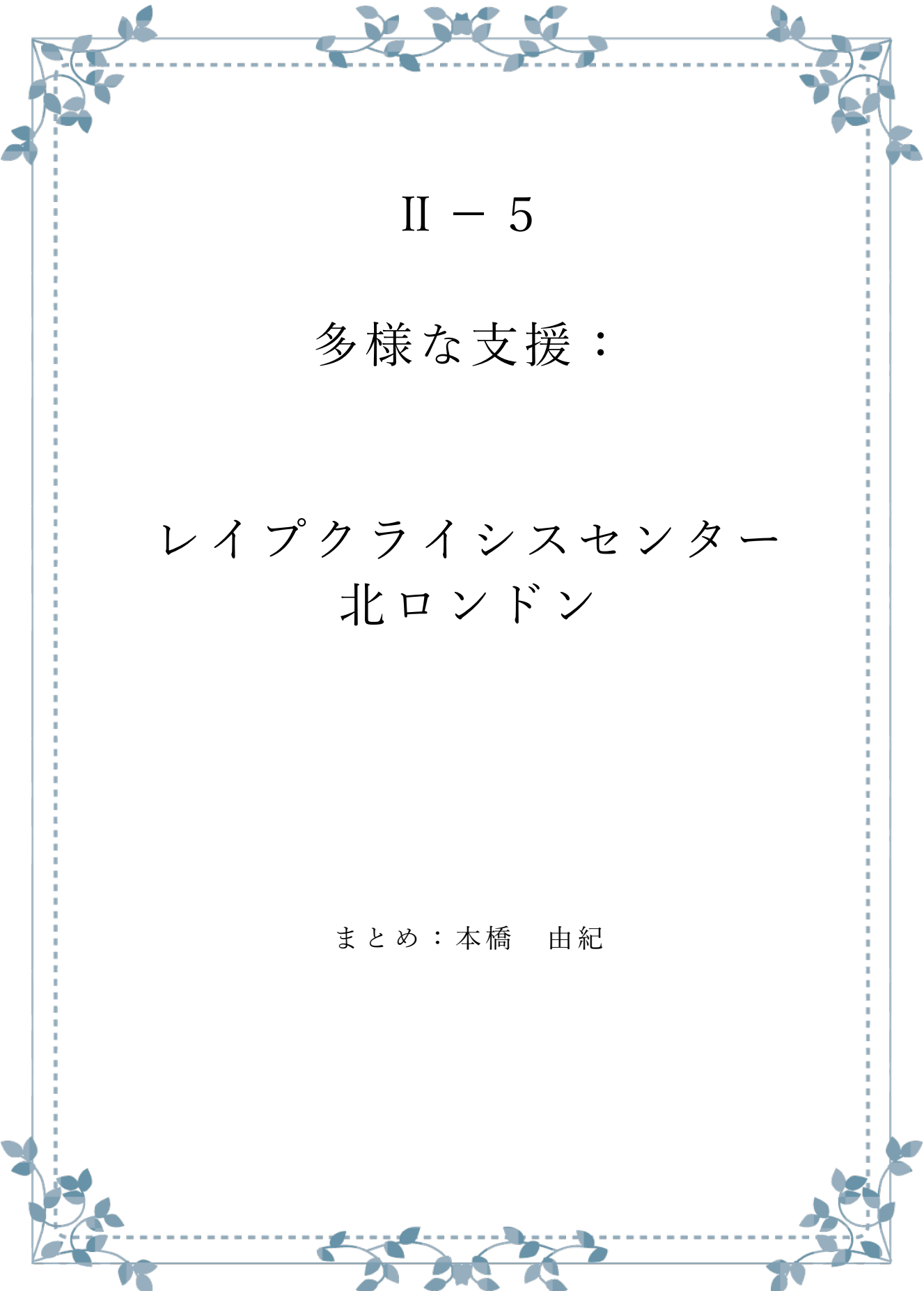
女性の性的犯罪というのにスポットライトが当たっていて、女性は長い間不当に扱われてきたので、そちらのほうへのサービスがたくさん行われてきたが、それだけではなくて、様々なマイノリティがある。

そちらへのサポートがまだ不足している。

フランスのやり方を見習って、自分たちの要求が通らないときは貫き通す意思が大切。



診察室での説明（手前が医師、奥がクライスワーカー）

A decorative border with a solid outer line and a dashed inner line, featuring blue floral and leaf motifs at the corners and midpoints of the top and bottom edges.

II - 5

多様な支援：

レイプクライシスセンター
北ロンドン

まとめ：本橋 由紀

施設概要

レイプクライシス イングランド&ウェールズ、という大きなセンターがある。

国全体で 33 か所あり、それぞれの支部は人口のニーズに即した形で活動している。

ヴィクティムサポートや警察、他の施設とも緊密に連絡している。

ウェブサイトも運営しており、全体・地域・個々のセンターのものがある。

被害者はどのようにして来るのか

ヴィクティムサポートや警察などからの紹介が大きい。

警察がどのように分けているかはわからない。状況によって、サバイバーがセクシャルハラスメントにあったのか、暴行を受けたのか、またはレイプされたのか、相手はパートナーか見知らぬ人かなどによって、来る・来ないが分かれている。

さまざまな対応

ISVA（独立性暴力アドバイザー）が警察に報告し、裁判の手続きが始まってから法廷に行くまで、その後もしばらくのサポートを行う。

性暴力が不起訴や無罪判決になり、これ以上の裁判はなし、と終わりになる場合、被害者の反応としては、そういう結果になったけれども、自分にとってのこの経緯は価値があった、と捉えることができる人もいるし、トラウマがひどくなる人もいる。その場合は、追加のサポートが、ISVAによってしばらく行われることもある。

裁判がいったん閉じられた後も、トラウマに焦点を当てたサポート、カウンセリングを行うということもある。あるいは、補償が受

けられるケースもある。心理的・感情的トラウマが癒されない人もいるが、日常的なサポートにはなる。ヘルプラインに電話する人もいる。再審請求の権利もある。

加害者が罰せられずに裁判が終わり、安全が確保されない場合、ISVAには被害者の安全を確保する計画を作る役割がある。保護センター（シェルター）に連れて行き、被害者がどこにいるか加害者に分からないようにする。期間はシェルターによって最長 1～2年のこともあるが、そこに長くとどまることは勧めていない。一時的なシェルターとして、被害者が先に勧めるようなサポートをキーワーカーが行う。

セッションは多種多様

セッションは多種多様だ。心理的なサポートは、裁判の前が 6～16 セッション、パーソンセンター（その人を中心に考えるカウンセリング手法）での 1 対 1 のトラウマに焦点を当てたカウンセリングが 16～26 セッション。最長 1 年で通常は 16 セッションだが、トラウマの種類によっては 26 セッション。あとは追加になる。

マッサージや指圧など身体に対応するボディセラピーもある。30 人そろって受けるようなもので、8 セッションずつある。

アートセラピーのファシリテーターは 8 人。ヨガのグループもある。身体の中にのこっているトラウマを開放する TRE というワークでロンドンでは一般的。LGBT サポートやピアグループもある。

1 年に 4 回行われるクォーターリーウーマンズベースもある。かつてトラウマを受けた人が主な対象になっている。ドラム、料理、石鹸作り、写真撮影などをする。

友人や家族、配偶者も含めてのカウンセリングも行っており、6 セッションある。

経験者が語り合う会も始めたい

まだ出来ておらず、始めたい活動としては、裁判を経験した人の裁判後のグループ。カウンセリングセッションで話をするのではなく、裁判を経験した人同士が、私の経験はこうだったと話し合えるグループを作りたい。

裁判は終わるまでに2年やそれ以上など、長い時間がかかる。その最中にはなかなかしゃべれないことがある。幕を閉じてはじめて、いろいろなことを、その経験について話をしたり、振り返ってみたりできるから。

プラットフォームの存在

ロビイングなどの活動に加わる人やそれをサポートするグループとしてはプラットフォームがある。プラットフォームを通して、いろいろな人が接触でき、政府に対するロビイングもしている。ツイッターやウェブサイトから、そうした問い合わせが来た場合には、メディアに紹介することができる。

プラットフォームは包括的なもの。癒されたら、社会活動のほうに転換していける。トピックによって動き方は変わり、家庭内暴力ならば、3つの中から2つの団体がロビー活動に参加することになる。

カウンセリングのモデル

カウンセリングのモデルは「パーソンセンタード」だが、スタイルはそれぞれのカウンセラーによって違う。セッションの中で、文化的背景が違う人の感じ方はどう違うのかを確認しながら行っている。

パーソンセンタード、というものは、ロジャースが提唱したクライアントセンタードとは違うもの。一人一人に合わせてカウンセリングをしていく、という意味でパーソンセンタードと言っている。以前はヴィクティムセンタードやウーマンセンタードと言っていた

が、今はパーソンセンタードと言っている。。

資金の関係で、それぞれの少数民族にまで対応できる専門家を雇うことはできないが、こういった民族に対しても平等にという意識は皆持っている。

レイプクライシス イングランド&ウェールズはさまざまなリーフレットを用意しており、セルフヘルプ、裁判に至るまでの過程、グラウンディングテクニックなどが書かれている冊子もある。

ロンドンの7つの区で活動しているが、自分たちが積極的に活動しているということを常に考えている。パートナー機関との連携やアウトリーチ、イベント企画など。プレゼンテーションを行うこともある。サービスの紹介だけではなく、心理教育目的のものもある。何がハラスメントになるのか、何がレイプなのか、何が暴行なのか、といった教育や、大学での講義、裁判官や医師に対する講義も行う。性暴力とは何か、クライアントへの対応はどうか、クライアントが心を閉じてしまっているときの対応の仕方とか、こちらに紹介できますよといったことなどだ。

かつて、家庭裁判所でプレゼンテーションを行った時は、被害者の方の声を代弁する機関はレイプクライシスセンターだけだった。最近、国会との契約も成立した。レイプクライシスというだけではなく、国会の建物の中でこちらが独立した機関として、サービスを提供できるようになった。国会という働く人のための場所で、レイシャル（人種的な）ハラスメントやセクシャルハラスメント、特に女性に対するもの、性的暴行が増えているので、国会の側からコンタクトしてきた。

現行法の問題点

2003年の刑法改正について、このセンターは2011年以降にできたので、改正によってど

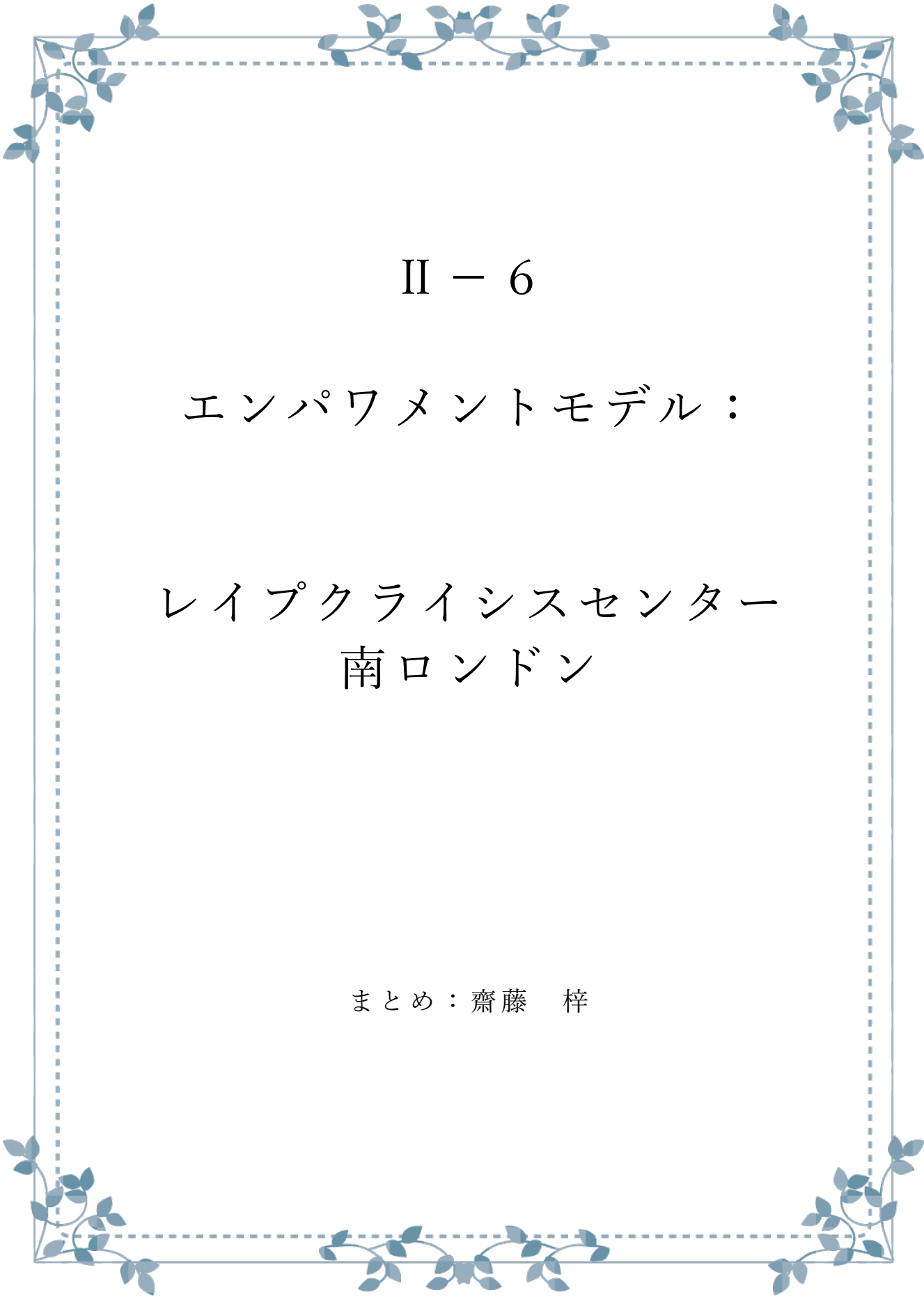
う変わったかは比べようがない。

法律は文章であり、実際の運用が変わらなければいけない面がある。被害者が裁判所で証言する際に、そのためのスペースはあるが、被害者自身の言うことはきちんと聞かれていないことがある。そのような裁判では、うその証言をしているとうしろ指をさされることもあり、被害者にとってはひどい経験になる。しかし、加害者にも権利があるので、法廷にいても ISVA は黙っていなければいけない。終わってからマネージャーに報告して、それを何らかの形でメディアに流したりしてキャンペーンをはることもある。

サービスを受けるまでの時間

サービスを受けるまでの時間は、ISVA は今は、カウンセリングなどと比べると早く受けられる。カウンセラーは、今 5 人おり、1 対 1 のカウンセリングだと、最初のアセスメントまで 4 週間待ちになっている。その後のカウンセリング開始まではウェイティングリストに入る。ロンドンでも場所によって違うが、6 カ月から 1 年くらいかかる。このためヘルプラインがある。1 週間のうち 21 時間空いている。3 カ月間のトレーニングを受けたボランティアにより、成り立っており、心理的サポートをする。



A decorative border with blue floral and leaf motifs, consisting of a solid outer line and a dashed inner line, framing the central text.

Ⅱ - 6

エンパワメントモデル：

レイプクライシスセンター
南ロンドン

まとめ：齋藤 梓

施設概要

ロンドン中心部から電車で向かった先の、閑静な住宅地の中に施設はあった。女性を保護する施設でもあるため、住所が特定されることを回避するため、外観は掲載することができない。

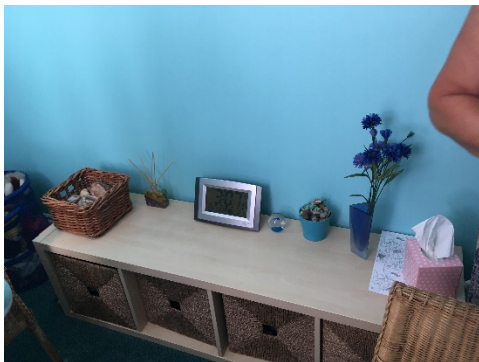
内装は、カラフルだが落ち着いていて、ホッとする雰囲気であった。待合室には、カウンセリングに関する情報提供や、エンパワーされる掲示物などがあり、女性の支援とアドボカシーを担ってきた機関であることを感じさせた。

・主な活動内容は、以下の通りである。

性暴力被害者からの電話相談（ヘルプライン）、面接相談、カウンセリング、ISVA（独立性暴力アドバイザー）による刑事手続支援。

・WEB サイト

<http://www.rasasc.org.uk/>



事前質問への回答

始めに、事前にお送りした質問書へいただいた回答を記す。

Q. レイプクライシスセンターは、人々に広く

認知されていると聞いたが、どのような広報をしているのか？

A. まだまだ十分ではない。この国には、50か所のレイプクライシスセンターがあるが、いくつかの地域にはまだない。レイプクライシスセンターが作られ始めた40年前に比べたら、組織はずいぶん広がった。私たちは、政府に私たちの活動を知らせるために様々なキャンペーンを行い、今では、性暴力の専門機関として知られるようになった。広報としては、自分たちのそれぞれのサービスや活動について、レイプクライシスセンター全体を統括するウェブサイトや、それぞれの施設のウェブサイトを作成して情報を伝え、地域の雑誌への掲載や、テレビの取材、ラジオへの出演なども行った。そうして、専門性を知られるようになった。

Q. 2003年の性犯罪法の改正に際して、どのような活動を行ったのか？

A. 政府が開催した会議に参加し、口腔や肛門への挿入がレイプに含まれることを確実にしてほしいと述べた。また、児童虐待の法律は時代遅れであり、グルーミングが法律違反であると主張した。（グルーミングとは、子どもの味方のふり、親切な大人のふりで近づき、徐々に性的虐待を進行させていくこと。）

Q. 他の支援機関との連携はどのように行っているのか？

A. 多くのクライアントは、他の支援も必要としている。私たちは、子どもの保護が必要になる家庭内での暴力については専門として

おらず、そのほかにも、クライアントの個々のニーズをサポートする機関と協力することが重要だ。多くの難民は移民問題の助けを必要としているので、そうした問題の支援機関の紹介もしている。

Q. 有償のスタッフは何名いるのか、スタッフの1日のスケジュールや、研修の内容はどのようなか。

A. センターには複数の部門があり、まず、国の事業でもあるヘルプラインには、30名のボランティアがいる。次に、研修部門には、6名の有償のトレーナーがいる。カウンセリング部門には、21名の有償のセラピストとスーパーヴァイザーがおり、アドボカシー担当部署には、4名の有償スタッフがいる。アウトリーチ部署は、二人の有償スタッフと一人のボランティアが行っている。ドメスティックバイオレンス部署は2名の有償スタッフがいる。そしてそれぞれの部門に、チームをまとめる、コーディネーターと呼ばれるメインのスタッフがいる。あとは、全体の管理者として3名のスタッフとCEOがいる。

共通したスケジュールはなく、みんながそれぞれの部署で、必要な仕事をしている。トレーニングは、9月から12月の秋期は共通のものが全12回で、カウンセリングスキルやストレス対処方法、司法システム、解離性障害、面接での沈黙や怒りについてなど、多岐にわたって行う。

Q. 警察で、不起訴や無罪となった場合の支援はどのように行われるか。

A. 私たちは常にクライアントを信じている。

そのため、たとえ刑事司法制度が否定的な結果であっても、すべての女性にセラピーを提供する。

Q. ファンドレイズはどのように行っているか

A. これは非常に重要な問題だ。私たちは、ファンドレイジングのために非常勤のスタッフを雇っている。私たちは、政府からいくらかの助成を受けているが、それは地域の公安委員 (Police & Crime Commissioners) が委託されて行っている。国からの助成は制限があり、私たちは、この経費をどのような支援に使用するか、あるいは使用に際して課せられる制限に気を付けている。現在、助成金は、女性や少女たちの回復に役立つと分かっている、すでに成功している臨床的な介入よりも、革新的なプロジェクトに与えられる傾向がある。今、UK全体の経済状態があまりよくないため、性暴力被害者支援への資金も不足しているし、そのほかにも多くの助成金が削減の方向にある。今、非常に困難な財政環境で、できる限り資金を得るように努力しているが、持続可能な長期的な見通しは立っていない。

Q. こちらの施設で用いられている心理学の理論はどのようなものか。

A. 私たちは、クライアントが自律性を取り戻すためのエンパワメントに重点を置いた、統合的モデルを使用している。サバイバーたちは、暴力にさらされ、コントロールを奪われているため、自律性を取り戻すことが目的となる。統合モデルでは、多くのアプローチを使用する。例えば、力動的心理療法、ゲシュタルト療法、ソリューションに基づいた方法、

芸術療法、対人関係療法、マインドフルネス、感覚運動など。サバイバーは、性暴力によって、暴力を受けた時の気持ちと身体感覚が乖離している場合があり、そうしたときには感覚や運動に焦点を当てた介入は役立つ。それぞれのクライアントは個々に異なるため、セラピストはそれぞれの持つスキルをクライアントに合わせて使用する。私たちは、こうした方法を、エンパワメントモデルと呼んでいる。

Q. セラピストのトレーニングはどのようにしているのか。

A. トレーニングは毎週、10 週間にわたるプレゼンテーションとトレーナーの豊富な知識に基づいて行われるため、それらを全て説明することは難しい。

Q. 第一線でサバイバーと接するときには大切なことは

A. 人間性、誠実さ、正直さ、やさしさ、そして共感を大切にしている。専門家ではなく、” alongside” そばにいる存在であること。私たちがエキスパートなのではなく、クライアントこそが、彼ら自身のエキスパートだと考えている。多くのセラピストは、「有用」「強力な」ことを好むが、これは、私たちがクライアントと共に部屋にいるときの立場ではない。私たちは、彼らを「被害者」や「傷ついている人」のように扱わない。彼女たちは恐ろしい体験を経験してきた人間であり、私たちは、彼女が自尊心と自分の価値を取り戻し、経験から回復するのを助けるファシリテーターだ。もしも、彼女が自分を責めてい

るならば、私たちは、彼女のその信念に取り組んでいく。

Q. Woman-centred approach とはどのようなものか。

A. 私たちは、すべての女性のための組織である。サバイバーが安全に感じられるよう、敷地内に男性はいない。そしてすべての女性のスタッフが、女性をより理解している。こうしたことが、Woman-centred approach の在り方である。

Q. アセスメントのための心理学やメンタルヘルスのツールは使用しているか。

A. 性暴力の経験をしたほとんどの女性は、自尊心が低下し、複雑性の PTSD に苦しんでいる。国のメンタルヘルスサービスは性暴力の専門家ではないため、多くの女性が、誤った診断を受けている。子どものころから深刻な児童虐待を受けた女性は、ときに、統合失調症と誤診される解離性障害に苦しんでいる場合がある。私たちは、こうした女性たちのための、診断シートを持っている。しかし、複数の人格を有している場合には、私たちも、どの人格が質問に答えているかがわからない。私たちが、専門家として、クライアントの協力の下で行動や機能に気が付いていくことは可能。私たちは CORE と呼ばれる、心理的、環境的および社会的行動を測定するツールを使用する。治療の終わりに、同様のツールを再び使用して、結果が改善しているかを確認する。たとえば、クライアントが人格障害や気分障害を有していても、彼らに治療を提供し、支援を断ることはない。

Q. メンタルヘルスサービスの紹介や投薬についてはどのようにしているか。

A. この国のメンタルヘルスサービスは、性暴力の専門家ではない。例えば、私たちのクライアントの対処方略が自傷行為や、摂食障害や、自殺念慮である場合、それらの行動をやめる、あるいは自殺しないというまで、精神保健病棟に入院させられる。それはおかしなことだ。私たちは、そうした状態の根本的な原因に取り組み、そうすることで、それらの行動は減少し、やがて消えていく。NHS で処方される薬は、通常は、うつや不安に対する薬。しかし、これらは、私たちのところにくるクライアントには合っていないため、しばらくした後、投薬をストップすることもある。私たちは、メンタルヘルスサービスから多くの紹介を受けている。

Q. 男性やLGBTのサバイバーの相談は受けているか。

A. 全国に、男性やLGBTのサバイバーのための専門相談機関がある。男性やトランスジェンダーの女性と働くことはない。

Q. 子どもへのカウンセリングは受けているか。

A. 子どもに接するセラピストは全て、プレイセラピーや若者へのセラピーの訓練を受けている。また、彼らは他のセラピストと同様に、性暴力のトレーニングも受けている。司法面接も試験的に実施しており、訓練を受けた人が、子どもにやさしい快適な部屋で面接を行う。裁判官、検察官、弁護士からの質問は面

接者のイヤホンに送られ、面接者が子どもに対し、優しい方法で尋ねる。この司法面接は記録されているので、子どもは法廷に出頭する必要はない。今のところ、この司法面接の手法の結果は肯定的である、評価を待って、全国に広めていきたいと考えている。子どもと大人は、司法刑事手続のあいだ、いつでもセラピーを受けることができる。しかし、私たちは、子どもを「誘導した」とみなされないように、事実認定に係る部分について話をしないように細心の注意を払っている。私たちのクライアントの中には、警察に行く前に完全なセラピーを受けた人もいる。この場合、警察は、私たちがクライアントを誘導していないこと、そしてクライアントの語る言葉がセラピストに伝えたことと一致していることを確認するために、記録の開示を求める。このため、各セッションについて、簡単な記録を取っている。

Q. ピアグループやグループセラピーは行っているのか。

A. 私たちは、ピアグループは行っていないし、そのための助成を受けていない。ピアグループの場合、グループの進行役が完全に回復していないと、危険になる可能性がある。私たちは、訓練を受けた集団療法のセラピストがファシリテーターを務める、6 か月間のポストセラピーグループを開催している。

Q. アジア人へのセラピーは、何か特徴があるか。

A. 私たちは、セラピストのためのトレーニングコースの中で、文化的意識を取り入れてい

る。そして、異なる文化的背景を持つセラピストを採用している。しかし、私たちは、クライアントに、セラピストについて、どのような民族や年齢を希望しているのかを尋ねたり、彼ら自身の文化を尋ねることはほとんどない。

Q. 他の国での心理学的技法への関心はどのようか。

A. 私たちはこの仕事を 33 年間続けてきたので、クライアントをサポートする方法について豊富な知識を持っている。他の国で開発された新しい技術には関心はある。しかし、多くの「研究者」はプログラムを開発するが、彼らの多くはクライアントを見たことがないと思う。

Q. 精神科医や心理士の診断について。

A. クライアントの診断は間違っていることがあるので、私たちは注意をしている。その診断を、性暴力を専門とするセラピストの初見と一致させるようにしている。しかし、私たちにとっては、どんな診断であっても、あまり関係がない。なぜならば、私たちは、今起きていることの原因と診断とに取り組んでいるから。以前にも述べたが、私たちは、決して支援を断ることはない。私たちは、医師からの情報提供書を求めないし、クライアント自身がどのように感じているかを語ってもらうようにしている。記録の守秘義務は必ず守られるわけではないので、クライアントは、医師に自分のことを話していない場合がある。

Q. ISVA はどのようにトレーニングされてい

るのか。

A. ISVA のための特別なトレーニングコースがある。私たちは、私たちの ISVA をウスター大学の修士課程に送った。これは、UK で最高レベルのトレーニング。他のコースは、このコースほど詳細ではない。レイプクライシスセンターは、現在、独自の ISVA トレーニングコースを開発している。これは、すべてのレイプクライシスセンターに展開される予定である。私たちの ISVA は、私たちの性暴力のトレーニングコースも修了しなければならない。つまり、ISVA を訓練するためのシステムは一つではない。彼らは、あなた方と同じサポート（質問者が提示したのは、警察や検察との同行支援等刑事手続支援）を提供し、クライアントのために警察と連絡を取り合い、警察が彼らの仕事をしっかりと行うように促す。もしも、警察がちゃんと仕事をしないときには、警察と穏やかに対峙する。私たちは、警察と、非常に緊密かつ有効的に協力するし、彼らの委員会に関わっている。

ここからは、実際に南ロンドンのレイプクライシスセンターを尋ねて、うかがってきたことを記載する。

対応して下さったのは、CEO の Yvonne Traynor さん。まず、レイプクライシスセンターの中を一通り見せていただいた。レイプクライシスセンターには、それぞれにテーマカラーが異なる複数の面接室があり、そのほかに、スタッフが仕事をする部屋、ヘルプラ

インの部屋などがあった。

面接室は、青やライラック、黄色など、テーマカラーによって壁の色やファブリック、おいてあるものの色も異なっていた。クライアントの特性に合わせて、またセラピストの使うスキルに合わせて、使用する部屋を変えているということだった。面接室は、どの部屋もとても居心地がよい、素敵な空間だった。

スタッフが仕事をする部屋は、開放的で、スタッフ間でコミュニケーションが取りやすい空間になっていた。また、ヘルプライン、電話相談を行うブースには、クライアントから言われて嬉しかった言葉を葉っぱに書いたツリーや、スタッフの好きな写真（飼っている犬など）が飾ってあった。ヘルプラインは、とても厳しい状況にあるクライアントからの電話が多く、スタッフが疲弊してしまうので、明るくハッピーな気持ちになれるように工夫しているということだった。

見学の後で、質疑応答を行った。



セラピストのトレーニングは？
エンパワメントモデルとは？

二つのトレーニングコースがあって、一つは、このセンターで働きたいという人のもの。性暴力に関するすべてが含まれている。色々な文化背景の人がいるので、それも含むし、心理的な内容も含む。

もう一つは性暴力に関するセラピーのトレーニングコース。こちらで働きたいと希望してくるセラピストはたくさんいるが、きちんとした資格を持っていて、すでに相当数のクライアントを見たことがある人を雇用している。そして採用面接は、対面で質問するタイプではなく、ロールプレイを行う。女優になるトレーニングを受けているスタッフがいるので、彼女を相手に、実際に面接をしてもらう。そうすることで、この人がどのようにセッションをするかが分かる。私たちの仕事は、性暴力のサバイバーに対して特化した仕事をしている。エンパワメントモデルを使う。性暴力の被害にあった人は自分の力を取り上げられてしまった人たちなので、自分の力を取り戻すための助けをしている。ちょうど最近、ダラム大学によって評価が行われた。最近印刷されたばかり。

クライアントが専門家

私たちの立場は、私たちがエキスパートなのではなく、クライアントがエキスパートであるという立場。セラピーが必要だということがあれば、まずは、クライアントから電話してきてもらうことが必要。セラピーを継続するかどうかの決定は、常に、クライアントが行う。クライアントのために、何かを代わりに決めることはない。それは、警察に届けるか否かの決定においても同じ。刑法につい

ての必要な情報はすべてクライアントに伝えて、警察に届けるかしないかの決心はクライアントがする。この辺りは、ISVAのスタッフが重要になる。ISVAは、裁判をする場合は裁判のプロセスのサポートをしていく。ほとんどの場合、裁判官に特別措置をしてもらい、被害者の後ろにISVAがいるという措置を取ってもらう。

レイプクライシスセンターがいくつありますかという質問を受けているが、全然足りないと考えている。私たちがしている仕事の量から考えると全く足りない。セラピーセッションを申し込む人は、一週間で20人程度。たくさんスタッフがいるように聞こえるが、クライアントが必要な時にすぐにセッションができるほど、人を雇用する資金的余裕はない。イギリス自体が財政的に困難なので、資金がどのくらい続くかは先が見えない。どのレイプクライシスセンターも1年ごとの予定しかたてられない。私たちは南ロンドンすべてをカバーしているので、アウトリーチ部門を広げたいと思っているが、統計によると、4人に1人の女性が何らかの性的暴力を経験しているという調査が出ている。どんなに組織が大きくなっても、クライアントの数がそれだけいるので足りるということはない。

20年前に仕事を始めたころには、性暴力について話をする女性は全くいなかった。恥ずかしいという気持ちで、みんな口にしなかった。女性運動、ウーマンズムーブメントが始まって、私たちは声をあげるようになった。私たちは何が起きたのか話をするようになって言った。私たちがクライアントの代わりに声を上げ始めた。そして統計を、政府や刑法

の部門に統計を見せた。そこでは、これだけの人数の女性が私たちにコンタクトをしてきていて、そのうち警察に出したのは3人であるという統計を持って行った。なぜ警察に届かないのかという質問を受けた時に、警官はすべてが男性であるし、女性に対して同情心がない、中には女性の方に落ち度があると考えている人もいた。でも、私たちはあきらめなくて、刑法について、マスコミ等々、様々な部門に働きかけた。政府が重い腰をあげざるを得ない状況になるまで話し続けた。ロンドン警視庁にも話をした。警察で、性暴力を受けた女性がどんな経験をしているのか、ISVAのようなサポートがぜひとも必要である、こうした組織が必要だと訴えたが、警察からはとても抵抗が強かった。警察としては、完全な仕事をしていると言いたいから、抵抗があった。信じてもらえなかった。でも、幸運なことに、ロンドン警視庁のトップにいる人が信じてくれて、様々なトレーニングをするようになった。警察でも女性の警官を雇うようになったし、SOITという性犯罪専門の捜査官の制度を導入した。その警官たちが、クライアントたちとの連絡を取る。捜査を行うのはまた別の警官。性犯罪に特化して仕事をする警官ができたということで、状況は、かなり改善されてきている。子どもの虐待についても、特化している警官がいる。ゆっくりと様々なことが変化している。

女性運動が発端となり、様々な声に出すようになり、たくさんのキャンペーンを行っている。女性に対するメッセージは、あなたのせいではない、ということ。自分を責めるのをやめて加害者を責めるように、と。いろいろなことが変わってきていて、現代にいたる。

2003年には性犯罪法が改正された。このときに子どもの虐待に関する法律が変わり、レイプの構成要件が変わった。後は性犯罪で女性が加害者になり得るということにもなった。重要なのは、こうした組織が独立してものを言える機会を持ち続けること。資金は政府から出ていても、そうしたことを気にせず、スポンサーの意図に寄り添うのではなく、間違っていることは独立した組織として声を上げ続けることが重要である。私たちは、政府や警察や刑法を代弁する組織ではなく、クライアントを代弁する組織である。

あとは、マスコミとのコンタクトもたくさんある。テレビとかジャーナリストとかライターとか。彼らは性暴力に対して何か書きたいときに最初にこの組織にコンタクトをしてくる。

ISVA の重要性

ISVA のスタッフの方にお話をうかがった。

Q. ISVA のトレーニング内容は？

A. ISVA のトレーニングは、地域によって違うが、こちらは3か月のトレーニングで、性暴力を受けた人へのサポートを行うという A レベルの資格。A レベルで、性暴力を受けた人のサポート、という講義があってそれが基本。A レベルでパスして資格を取って、卒業後の1年のコースで、ISVA の資格を取るのに必要なコースになる。通常、A レベルは色々な科目があり、2年くらいかけて勉強するが、さっき言った A レベルは1週間に1日で、12週間でコースを納めなければいけないのでも

のすごく凝縮したコースになる。宿題をやりながら。その結果の論文を提出する。

Q. ISVA としてつらいときは？

A. ISVA としてつらいときは、被害者の家族や友達、サポーターの立場になっている人が一緒にいると、結構難しいことがある。ある程度の距離を置きながら、クライアント自身に焦点を当てるようにしていく、周りの人は周り的人で自分中心にサポートしていく必要がある。あとは、時間がものすごく長くかかるので、いろいろなことがおしてくることがあってそれも大変。ときにより1日中、証言するために証言するために待っていて、また明日来てくださいということになるので、不安やストレスレベルがあがる。

Q. ISVA は社会でどのように評価されているか。

A. 検察と警察や裁判所に、私たちの仕事が必要で認めさせることにはかなりの努力が必要だった。まだ2004年から雇用が始まった新しい職種。司法というのは、すごくゆっくりとしか変わらない世界なので。一般社会の人は、ISVA の存在を知らない。性暴力の被害にあった人でも知っている人は少ない。刑法、刑事司法に関わる人が ISVA の存在があることを知ってもらうことが重要だと思う。この組織は、司法とか警察とかからは独立した組織であるということもはっきりさせなければならぬ。ISVA の役割を知ってもらうために努力することは大切だが、司法とか警察の組織寄り人間だと捉えられてしまうことは避けたい。

以下、セラピストの方にも質問を行った。

Q. 裁判の進行とセラピーの関係について。

A. 裁判の進行中に受けるセラピーについては様々な議論がある。裁判が始まる前に受けるセラピーについてのガイダンスが変えられようとしている。性暴力の被害を受けた人が、何も喋れずに自分の内側に秘めることを強いるのは正当ではない。6週間のグラウンディングセッションがあって、クライアントに何があってどんな気持ちかというセッションではなく、実際面で何とか日々過ごしていくことに適応していく技術。グラウンディングセッションでは自分の気持ちを話すことはできる、ケースそのものについて具体的に話さないのであれば自分の気持ちは話してもよい。面白いことに、自分が受けたことにセラピーを長いこと受けて、警察に届け出る決心をする人もいる。そういう人はセラピーを受けた状態で届け出ることになる。

エンパワメントは私たちが行っているすべてに適応していること。どんなセラピーでもエンパワメントすることが大切である。どれにも入っていること。

解離も裁判中はグラウンディングで対応するが、DIDの人が裁判のプロセスを行うことは困難。どの人格が出てくるか分からないから。たとえば子どもの人格が出てきてしまった場合は、裁判がそこでできないことになる。

Q. グラウンディングテクニックはどのようなものを使っているのか。

A. 自分の気持ちを伝える機会。落ち着ける技法を伝える。何か心配事はないか聞く、刑事司法以外の部分で何らかの問題、家族との問題がないかどうか聞く。

面接のときに、クライアントは、裁判になっているケースについて話ができない。なぜかという、相手の弁護士から、カウンセリングでどのようなことを話していたか、疑義が生じる可能性がある。警察に届け出たら、そのケースについては、セラピーでは喋ってはいけないことになっている。警察からはカウンセリングの経験の記録、医者医療記録、SNSでの記録、そういったものをすべて提出するように要請が来る。まるで加害者が裁判にかけられているんじゃない、自分が裁判にかけられているような気持ちになる。

Q. 記録はどのようにしているのか？

A. カウンセリングの記録も開示が求められるので、何を書くかはとても慎重にしている。彼女は性的なレイプの被害を受けました、彼女の気持ちをこのように話しました、ということだけを記載する。彼女の感情はこうであると言いました、とか、今日のセッションでは家族について話しました、という程度。裁判のケースに対して、悪い影響があつてはいけけないので、お酒を飲んでひどく落ち込んだ、などは書かない。

【所感】

南ロンドンレイプクライシスセンターは、もともとフェミニズムの活動も活発に行っており、女性のための施設という位置づけが明確でした。クライアントを断らない、すべてクライアントが決められるようにエンパワー

する、ということを明確に述べており、活動しているスタッフみんなにその理念が共有さ

れているところが、とても素晴らしいと感じました。

II - 7

裁判での支援：

証人サービス In ウィットミンスター裁判所

まとめ：塩入 彩



視察概要

私たちが訪問したのは、ロンドン市内にあるウェストミンスター初等裁判所です。この裁判所内で、証人サービス（ウィットネス・サービス）についてマネージャーの FATIMA・KHANON（ファティマ・ハノン）さんにお話を伺いました。

証人サービスとは

裁判所に併設されている支援団体。事前の裁判所見学、衝立やビデオリンクでの証言の調整、加害者や加害者関係者と合わないよう調整するなどのサポートを行い、被害者等の証人が、証言を平静な気持ちでできるよう援助します。ファティマさんによると、証人サービスはボランティアによる独立組織ですが、法務省の管轄で、そこから資金が出ているそうです。給与を受けているスタッフと、ボランティアのメンバーで成り立っているとのこと。

質疑応答

ファティマさんには、次のような質問にお答えいただきました。

証人サービスの意義とは

証言するために裁判所に呼ばれる経験は、人によっては大変な経験で、その後トラウマになることもありえます。私たちはトラウマを軽くするためにいます。もちろん、この経験が快適な経験になることはありませんが、事前に知識を伝えて、心の準備をする手助けをすることで、より少しは楽になると感じています。

証人サービスがなかった時代、証人として

呼ばれる人に裁判の進行状況を伝える人はなく、これから何が起こるかの情報提供もされていませんでした。警察で調書をとるときも、カウンセリングやセラピーもありませんでした。そのため、証人にトラウマが生じることもありました。裁判で、加害者と初めて顔を合わせるようになります。呼ばれてきたら、目の前に加害者が立っている、という状況にもなるのです。どんなトラウマになるか、想像がつくと思います。

設立のきっかけ

1973年にビクティムサポートが始まりました。証人サービスはその一つです。特にこれがあった、というわけではありません。ただ、様々な場面で問題が起きていました。たとえば、加害者と鉢合わせする、加害者は被害者の証人に圧力をかける、ということが起こりました。そのような状況では、証人が証人としての証言を満足にできず、有罪判決率は大変に低かったです。警察への報告件数も低迷していました。

現在では、被害者や証人は、たとえ警察に報告するにしましなくても、その前の時点で、様々なサポートが得られます。法医学的な証拠採取、心理面でのサポートなどです。被害者の方は、必ずしも、その後に警察に行ったり検察に訴えたりしてもしなくてもいい。性暴力的場合、証拠が重要になるので、最初に証拠をとっておいて、後になって、裁判をしたいとなった時には、証拠が残っているということになっています。また、ISVA（独立性暴力アドバイザー）のシステムも設立されました。警察では、こうしたケースに特化した訓練が行われている部門もあります。

ISVA との役割分担

ISVA は、警察への報告があった時点から活動が始まります。私たち証人サービスは、加害者が無罪であると主張したときから始まります。それ以降は、被害者および ISVA と協力し合っ、サポートしていくことになります。証人サービスは証拠には関わりません。証人となる人が、警察や裁判で、自分の権利やニーズを主張できるように支援していくのです。感情的なサポートも行います。ISVA は、より詳しい面で最初から裁判のサポートをしています。

裁判所は、被告と原告の両方に対して、バランスの取れた形で、両方の権利を認めていなくてははいけません。そこに偏りがあつてはいけません。証人サービスは、被告人側とのかかわりはありませんが、裁判の中で何が起きているのか、被告人側の話もたくさん聞くこととなります。証人サービスは、詳しい、具体的な被告人の証拠については扱いきれません。なぜかという、被告人の言うことも耳に入ってくるので、具体的な話を聴いてしまうと、被告人側から適切ではない情報のやり取りがされているということになってしまうのです。

加害者側証人のサポートも

加害者側の証人のサポートもします。加害者側の証人も、多くの場合は裁判所で発言することは初めてでしょう。証人サービスというのは、具体的な証拠の部分にはノータッチなので、どちら側の人に対しても「あなたにはこういう権利がありますよ」と伝えることはできます。ただ、加害者側の証人と、被害者側の証人には別の担当がつかます。同じ人が加害者側も被害者側もサポートする場合、証拠には関わっていないから実務上の問題はなくても、被害者側の人にとっては、自分のサポートしてくれているが加害者側の証人も

サポートしているとなると、心理的に拒否感を抱いてしまいかねないからです。

証言の録画

被害者が警察で話をした内容は、ビデオ録画することになっています。被害者が嫌だといえませんが、記録しておいてほしいという人のほうが多いです。それは証拠として使われます。

事件が起こってからの流れでは、被害者はまず法的な証拠を残すフォレンジック（法医学的）診察を受けます。それから警察に行つて、証拠として調書を取ってもらう、ビデオを取ってもらうというステップがあります。年に 20 人、医師を呼んでトレーニングをします。The Havens で働いているような医師は裁判に呼ばれて証言をしなければいけないところがでてくるからです。突然呼ばれると、トップクラスの医師でもきちんとした証言ができないことがあるので、法廷での証言の仕方のレクチャーをします。被害者が証人サービスに来る前に、ISVA のサポートを受け、トレーニングを受けた医師や警察、検察に接することになります。証人サービスに来るまでにいくつものサービスが設立されています。

事前訪問

裁判が始まる際には、準備として証人サービスが絡んでくるということになります。裁判が始まる前に、裁判の前に裁判所を訪問する「PTV」というものがあります。その場合は、ISVA の人が一緒についてきます。希望すれば警官も一緒です。訪問は 1～3 時間程度。裁判がはじまる前の経験も、被害者にとってはきついものになることもあるので、ゆっくりと進めていきます。事前に訪問するというこ、加害者や加害者のサポートをする人が

いない状況で裁判所を経験できるというメリットがあります。被害者が、もう一度訪問したいと希望を出すこともあります。

尋問の録画

事前に尋問を録画することもあります。警察でビデオ録画をされたものが主尋問として使われることがあります。反対尋問については、ここ2年ぐらいで、トライアルをやっている状況です。まだ、それが基準として出来上がっているわけではありません。あくまでパイロットプログラム。まだ議論が起こっているところですよ。

録画を主尋問に使う場合は裁判所に来る必要はありませんし、ビデオリンクの場合は裁判所には来ませんが法廷に来る必要はありません。性犯罪の特別措置としては、ビデオリンクと衝立があります。また、匿名措置もありますし、殺人事件の証言では証言者が声を変える特別措置もあります。

特別措置、加害者側からの反対も

証人サービスやヴィクティムサポートでは、特別措置がちゃんと行われるように運動してきています。特別措置に対して、加害者が反対するためです。加害者は「まだ自分は有罪判決を受けたわけではないのに、証人を隠した措置をとると、陪審員が自分を有罪だと思ってしまうのではないかと主張するのです。私たちはそれに反対の意見を申し立てます。

「これは証拠の質を確実にするためである。証拠をきちんと証拠として提出するためには必要である」と。被告人側の反対はかなりありましたが、こちらは主張して、今は特別措置が自動的に起こるようになっています。

実際に被害者側の人証言をする場合、裁判官が入ってくるドアから入ってきて、ドアのすぐそばにカーテンで遮蔽をします。裁判

官は近い位置にいて話をするができます。被告人を見ることもないし、被告人から見られることもない。実際に姿が見えるのは裁判官と書記の二人の弁護士が見えるだけ。高等裁判所では、陪審員も姿を見ます。

主尋問がビデオでとられている場合には、それはだれも見ることができます。反対尋問の時には遮蔽のところで証言、またはビデオリンクで証言します。証人サービスの職員は被害者のわきに座っています。それはビデオリンクの部屋でも同様です。被害者の方がISVAに付き添われたいと希望したら裁判官はそれを許可することもあります。ISVAが座っていいかは、裁判官の判断によります。たとえば、警察でのビデオ証言の時にISVAの人が一緒に座っていて、それが映像として残っている場合には、裁判官は、ISVAの人と一緒に付き添うのは適切ではないという判断になることもあります。それは、被害者の方が証言をしているときにISVAと一緒にいる場合、証言・証拠を汚染しないという意味で適切ではないという判断になる場合があるのです。ISVAの人が付き添っているのをみたりすると、被告人が「ISVAの人が証人を誘導しているのではないかと」いうことを言ったりします。最近はISVAが警察での録画で付き添うことは少なくなりつつあります。警察が訓練されてきたためです。

被害者が法廷にいた方が有利？

確かに、被害者が法廷で話した方が伝わりやすいです。ただ、被害者のトラウマが激しすぎて、加害者の顔を見ることができないという状態であれば、ビデオを流すことができた方が、まだずっといい状況になります。遮蔽の後ろで姿が見られなければよい、ということもあるかもしれない。その場合、「ここに来られる」という決断ができるだけでも、良

い状況です。加害者がいる建物にいることが嫌だという場合には、ほかの建物でビデオリンクすることもあります。少しでも近いところで証言できるということになれば、証言が本人からとれない場合よりも良いでしょう。

仲介者を入れる特別措置も

もう一つの特別措置として、仲介役の人を入れる場合があります。耳が聞こえない、学習能力に問題があったり、精神的に遅れていたり、発達障害などの弱い立場の人は、加害者のターゲットになりやすい。また、まだ言葉が話せるようになる前に性暴力を受けた子供もいます。

仲介者になるのに必要なことは、まずは、プロのセラピストやソーシャルワーカーであることです。トレーニングを受けて、特別仲介者の資格を持っています。国に登録されています。博士課程を終わった後くらいのプロであって、ソーシャルワーカーや教師で、それに加えて特別な訓練を受ける。比較的新しいシステムで、費用のかかるサービスではある。こちらとしてはこのサービスを続けてほしいと思っているけれど、政府としてはお金がかかりすぎると憂慮しています。

裁判前の証人サービスは？

今の段階では事前の反対尋問の録画がパイロットステージなので、政府としては今年(2018年)末くらいまでには浸透させたいと言っていたが、それはいつになるかわかりません。今の状態で証人サービスは何らかの形でサポートしたいと主張していますが、それもわかりません。ただ、我々の立場としては、事前の録画の段階でも証人サービスがいるべきだと思っています。録画で反対尋問するといっても、裁判所のこの部屋の延長にな

るのだから、証人サービスのサポートの人がいるのが自然です。

性犯罪被害者への配慮

性犯罪の被害者となった人たちと、ほかの犯罪の被害者との違うところは、検察に事前に会うことが許されていることです。英国では、被告人側は弁護士がついていて、常に会えるし、やり取りができるけど、原告側にはそういう人がいません。被害者には、加害者の弁護人に当たる人がいないので、それに当たる人が検察官になります。従来は、証人と警察・検察には距離があり、いまも他の事件では距離がありますが、性暴力被害者の場合には、距離を縮めるようにして、検察と話したいと被害者が希望すれば、会うことができるようになっていきます。

反対尋問の時に、被告人から辱めるような発言があった場合や、性的な経験についての発言があった場合には、裁判官が「適切ではない」として、それを止めます。記録はされません。被告人側は、陪審員に対して被害者の悪い印象をつけたいために、そういうことを言う傾向があります。反対尋問がきつい内容である場合、被害者の性格に関する批判や、本筋にかかわらない内容が出た場合にも、裁判官は止めに入ります。実際に判決が下った後でも、ISVAの人がしばらくの間、サポートにつきます。

警察の訓練にも、こちらは関わっています。政策・政治に対しても影響を与えられるように、ワーキングパーティーでの発言もします。証人にどんな権利が必要か、変化が起こるように発言することがあります。証人に関する憲章、被害者の行動倫理もあります。

証人、被害者に対してのヴィクティムコードをもっと強くしたいと思っています。例えば、被害者は加害者とは別の入り口から入っ

てくるようにする、証人は2時間以上待たせない、関わる様々な機関（検察、証人サービスなど）の責任分担をはっきりさせる——などです。

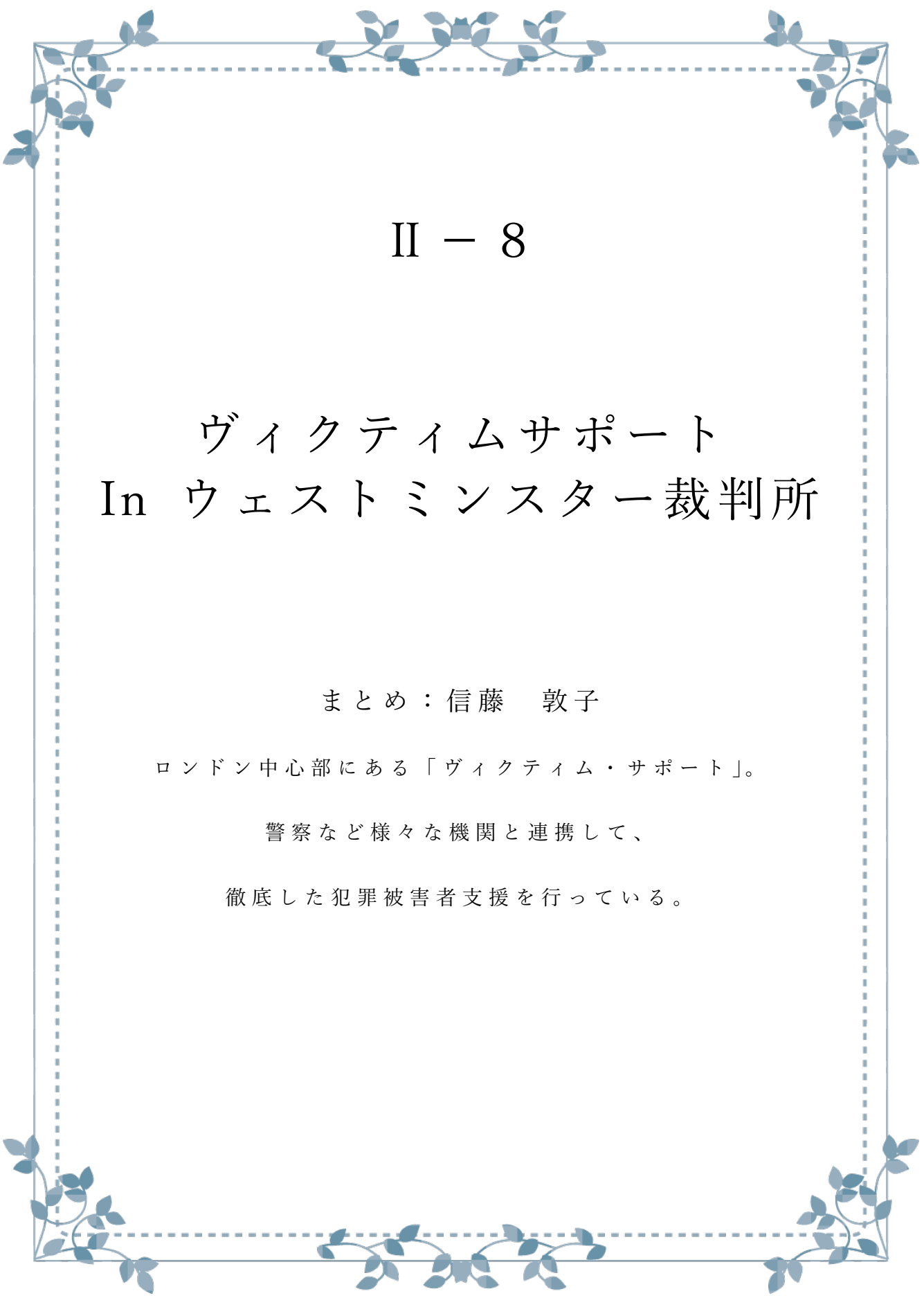
予算規模など

ヴィクティムサポートは45年前、証人サービスはもっと後の1990年代に確立されました。最初はヴィクティムサポートに入って、そこから証人サービスを派遣していましたが、2015年にその契約が市民アドバイスというところに移されました。プロセスとしては同じサービスで、政府がお金を出しています。それで、いろんなチャリティが入札をします。

全てのイングランドとウェールズのウィットネスサービスへの予算が1200万ポンドです。ファティマさんの下に20人の部下がいます。どの裁判所にも証人サービスが入っていて、20人は全員がボランティア。経費は出しますが、給与は出さない。ボランティアは、

1週間に1日のサービスに参加します。交通費は出します。ISVAの人は給与を受けており、資金の出どころも違います。

性暴力については、裁判官も訓練を受けます。性暴力に詳しくない人も多いからです。



II - 8

ヴィクティムサポート
In ウェストミンスター裁判所

まとめ：信藤 敦子

ロンドン中心部にある「ヴィクティム・サポート」。

警察など様々な機関と連携して、

徹底した犯罪被害者支援を行っている。



施設概要 & 概要

ロンドン中心部の建物にある。ロンドンとウェールズをあわせ国全体に支部を網羅する。訪問したセンターの管轄は、ウエストミンスター、ハマースミス、ケンジントン。

対応してくれたのは、ウエストミンスターやその他の地域でヴィクティムサポートを管轄するダニエル（男性）と、同じエリアでサービスマネージャーを務めるキーシャ（女性）

・主な活動内容

性被害だけではなく、窃盗被害なども含めた、犯罪被害者全般からの相談や支援にあたる。警察などの幅広い専門機関と密に連携して、必要な支援に繋げる。去年1年間の実績でロンドンとウェールズ全体で100万人以上の犯罪被害者への助言や情報提供などを行った（HPより）

・WEB サイト

<https://www.victimsupport.org.uk/>



事前質問などへの回答

事前に送った質問書への回答を中心に説明。

Q. 「ヴィクティムサポート」とは何で、誰がどんな仕事をしているのか、一般の人は知っ

ているのか？

A. **ダニエル**) 慈善団体。すべての犯罪の被害者に対する支援を行っている。なので、犯罪の種類としては、盗難、殺人まで多岐にわたる。

サービスの内容は、感情的、実際面、アドボカシー（代理、代弁、警察、NHS（国営医療サービス事業）に対しての要望を伝える）、どんな内容のサービスを受けるのがよいか、その人にあった内容のサービスを提供できるように振り分けることも行う。



国中に支部があり、ロンドンにも多数。ロンドンでは、主要オフィスが7から8か所ある。ヴィクティムサポートは警察、社会福祉、NHS、刑事犯罪方面で、どこにでもよく知られている。

ロンドンでの1年で紹介されてくる人の数は25万人。90から95%程度が、警察による紹介で来る。

警察に犯罪の報告、届出があった場合、どんな種類であろうと、「ヴィクティムサポートがある」ということを被害者に伝える。そのため、どんな種類の犯罪であっても、被害にあった人には、ヴィクティムサポートに繋がる道が開かれている。

何らかの被害を受けた場合には、「ヴィクティムサポートによって、支援を受けられる」という一般の人々の期待がある。

被害にあった方々に対して、「被害者を支援する機関がありますよ」ということを知ってもらえることを確実にしておくことも重要。

知名度を上げるためには、FBやツイッターなどのSNSを主に使っている。TVのドキュメンタリーで紹介されることもある。犯罪ドキュメンタリーなどで、被害にあった人はサポートを受けられますよ、という電話番号の表示がテレビに出たりもする。

ドキュメンタリーだけでなく、テレビドラマの後や、子ども番組の後などに流れる。家庭ドラマの後や、ラジオ番組でも扱われている。

A. **キーシャ**) よく起こる犯罪は、テレビドラマの物語に反映されている。ドラマの中でレイプにあったというドラマがあったら、その被害者がヴィクティムサポートを訪れるストーリーになっていたりする。

A. **ダニエル**) 新聞で、レイプ犯罪の記事が載った時には、その記事の最後に、ヴィクティムサポートの連絡先が印刷される。

去年は、テロリストの被害を受けた人のサポートで1300人が支援を受けた。このサポートによって、イギリス国内だけでなく、世界的にも知られるようになった。

テレビ局も周知に協力

Q. テレビ番組の後のCMは、お金を払って広告してもらっているのか？

A. **ダニエル**) お金は払っていないはず。放送局は見ている人に対して社会的責任があるので、それで流すのではないかと。彼らが自主的に流していると思う。ソーシャル・レスポンスィビリティだ。

Q. 局によって違うのか？

A. **ダニエル**)局によってたくさん流すところと、そうでないところがある。コミュニケーション部がどういう関係を作っているかによる。

BBC (日本で言うところのNHK) は、番組の後にWEBサイトに行ってもらったら、アクセス先のリストが見られるようになっている。ヴィクティムサポートやレイプクライシスセンターなどがその対象になっている。

Q. 2003年の法改正の後の変化は

A. **キーシャ**) 2003年前にも、コンセント(同意)のない性交はレイプという理解ではあったが、法的にはっきり言っていなかった。立証責任は被害者側にあった。

2003年の法改正で、性犯罪法ができて、それ以前のものが一つの法律にまとめられた。

とても重要なのは、「同意」の定義がされたこと。そして、レイプに関するいくつかの抗弁が取り除かれた。

A. **ダニエル**) 2003年に性犯罪法ができる前は、レイプされた人が、抵抗することを言わなかったのはなぜかという、命の危険があり、嫌だといったら、危険で何も言えない状態で犯行が行われた場合。それが裁判になると、「NOと言わなかった」ということで同意とみなされていた。2003年の法改正で、それは脅迫されていた状況での犯罪だから、ということになった。

A. **キーシャ**) この法改正がどのようになされたかという詳細については、ブリストル大学が作った書類があって、チャプター4に詳しく書かれている。そのリンクを送る。2003年の改正の時に、中心的な仕事をした政府の人達にも、手紙を書ける。デイビッド・ブランケット、ロード・ファルコナー。この2003年の法改正に対して、ヴィクティムサポートがどんな役割を果たしたかは、はっきりというこれということとは言えない。だが、政策が変

わるときというのは、大体、様々な慈善団体がキャンペーンをして、そちらに動くという働き方をしている。

最近では、精神的障害を負った人についての法改正、犯罪のエリアについてのキャンペーンを行っていた。その時に積極的に活動していたのは、ウィメンズエイド、レイプクライシスセンターなどがある。

法改正後も足りないこと

Q. 2003年法の改正以降でも、未だ足りないものや、施設を運用するうえで見えてきた法制度上の課題は何か？

A. **ダニエル**) ヴィクティムサポートが今やっているのは、国会議員のハリエット・ハーマン氏を中心に、被害者のセクシャルヒストリーを公開・言及するべきか否か、というキャンペーンをしている。

この例としては、サッカーの選手が有罪判決を受けたが、その後に覆されて、無罪となった。その決め手となったのが、10年前、15年前にセックスをした相手が証人として出てきて、「彼女はそういうのが好きだったのだ」と証言したことで無罪になった。しかし、その10年前、15年前のことは、このケースとは関係ないのではないかと、ということで問題になった。

被害者の中には、裁判所という公開の場で、自分の過去の歴史が友達や家族の前で読み上げられるのが嫌で、裁判に持ち込まない人もいる。あとは、最初に警察に届けてから、実際に裁判になるまでの期間が長すぎる、1年、2年かかっている。

また、被害者は、裁判が行われている間、カウンセリングを受けることができない。なぜかという、できることはできるけど、裁判中にカウンセリングを受けると、被告側が弁護で、被害者がカウンセリングを受けると

いうことは、余分な記憶が思い出されて、忘れていたことが出てくることがある。証言についてのコーチングを受けた、と言ってくる可能性がある。

A. キーシャ) カウンセリングは基本的に機密なのに、裁判を受けている間にカウンセリングを受けていると、裁判官が必要を認めるとその内容を開示すると言える権利がある。

Q. 記憶を扱うサイコセラピーではなく、カウンセリングでも開示されてしまうのか？

A. キーシャ) 私のケースワーカーとしての経験からすると、被害者の人を勇気づけて先に進めるような、現状を何とかして先に進む方向に力づけるワークをしている。いわゆる心理療法で過去を思い起こすタイプではない。そういうワークは、カウンセリングとは呼ばない。いろんなケースワークがある。あとは、ISVA（独立性暴力アドバイザー）。

A. ダニエル) 2003 年以來、テクノロジーが進化して、大きな変化が起こっている。性的虐待の画像、デジタルによる性暴力、リベンジポルノが増えている。あとは盗撮。写真を同意なくシェアする。写真を撮ることについては同意しても、勝手にシェアすることは同意していない。画像をいじる。誰かの顔を、ポルノの写真に挿げ替える。こういった犯罪に対する、有罪判決はまだ少なく、法の規制もまだまだ、ぼちぼち。

急増する盗撮やネット犯罪への対応

Q: 公共の場ではないプライベートな場（ロッカールームなど）で、勝手に撮影された写真を、速やかに WEB から取り下げてもらうことはできますか？

A. ダニエル) こちらでは、そういうことはない。「自分の性的画像は、自分の肖像だから、取り下げろ」と言ったら、取り下げることが認められる。スカートの中を盗撮する、とい

うことについては、法規制をとっているが、肖像権について問題が出るかもしれない。エスカレーターの下からなどの盗撮も犯罪であると決められようとしている。撮られたことも知らないで、自分が被害者になっていることを知らない人も多い。

オーストラリアと、ニューサウスウェールズで、これらの性暴力について研究したものがあって、そのリンクを送る。

Q. 多職種協働の支援と、その展開について

A. キーシャ) 他の団体との協力関係ですが、クライアントがヴィクティムサポートに来たら、支援の基本は、機密。情報を共有していかという同意書にサインしてもらう。クライアント・サインド・コンセント＝同意書にサインした被害者は、「被害者が同意書にサインするのは、これは機密です」というものにサインする。情報を機密にしておくことで被害者自身や子どもが危険にさらされる場合には、ほかと情報を共有する。その共有先は、警察、ソーシャルワーカー、社会福祉士。被害者の方が情報を共有してほしいと希望する場合は、共有する。

よくあるのは、社会福祉士、公団住宅を支給する部門、精神衛生のサポート、家庭医（あまりない）、子どもがいる場合は子どもの学校など。

クライアントのニーズの査定を行う。ニーズは、その人によって違う。次に何をしたいか、次に何を起こるか、何をもちって通常の生活とするのか、というのもそれぞれなので、それぞれのクライアントのニーズに沿うようにしている。

最終的な決定をするのは、いつもクライアント。ケースワーカーがクライアントの代わりに何かを決めるということは無い。

あとは、クライアントに対しては、ケアをする責任があるから、それで、自分のところ

では何が提供できるのかは、いつも透明性が維持されている。

A. ダニエル) 例えば、隣に住んでいる人からレイプされた、という場合、被害があつてそこに住んでいられない、怖い、引っ越したい、という場合、公団のハウジングが、それはできない、という答えを出した場合、クライアントの安全を保障する義務を怠っているということで、サポート団体が様々に働きかける。
A. キーシャ) あとは、クライアントに関係あるほかの団体に関して、クライアントがトラウマを経験している、その反応として出てくることなどの説明もする。例えば、被害者が、凶暴な感じで振る舞ったり、日常のことをうまくできなかつたり、論理立った思考ができないなど、そういった気分の変化や、行動パターンの違いや変化は、トラウマを経験した人にとっては、普通のまともな反応だということを、ほかの支援団体の人に説明したりする。

犯罪の種類によって、違ったタイプの機関のかかわりや仕事の仕方がある。The Heavens (警察や、医療や、フォレンジック、ISVA) が一緒にいる。家庭内暴力や虐待は一緒になったりする。いろんな団体が一緒になって、AOAC (AO アセスメント・コンファレンス)、テーブルを囲んで、マルチエージェンシー・リスク・アセスメント・コンファレンスを実施して、クライアントごとのアクションプランを立てる。クライアントのニーズを大事にしながら、アクションプランを立てる。毎月1回、ロンドンの区で行う。Standing Together という女性団体か、警察が7つの区で手配してやっている。

ハイリスクなケースばかり対応

Q. 1回に何件ぐらい検討するのか。

A. ダニエル) 1回のコンファレンスで20~

50件を扱う。1つの区で毎月1回なので、家庭内暴力だと20~50件。最近70件扱ったという区もあった。ハイリスクなケースばかりで、実際には、何千件と起きている。

A. キーシャ) どのように人々に知ってもらうか。アウトリーチプログラムと呼んでいる。草の根的な活動やイベント、お祭り、宗教団体に働きかけたり、学校のプログラムに参加したり。「Your Life You choose」というプログラムがあつて、若い人たちに、様々な犯罪の側面について教えたり、同意について教えたりする。セカンダリースクール。11~16歳、17歳ぐらいまで。

そのプログラムは、YLYCは13歳向けのプログラム。

A. ダニエル) 来週か来月か、standing Togetherのイベントで、アメリカから世界的に有名な人を呼んで講義を受ける。タイトルは「ポルノの子どもに及ぼす影響」。ここに参加するのは、警察、社会福祉士、ヴィクティムサポート、先生、ユースワーカー=若い人たちに働きかけている人たち、で、子どもに関する理解を深める。

A. キーシャ) あとは、警察官へのトレーニングを行っている。これは、警察がより被害者側の立場に立った形で捜査を行っていきえるようにするためのもの。警察は、犯人を捕まえる方向で動いているが、被害者側が先導する形へのトレーニングを行っている。

資金調達は主に政府

Q. ファンドレイジングについて教えて欲しい

A. ダニエル) 政府からお金がある。大きい基金から、いくつかの資金に振り分けられていく。ヴィクティムサポートには、公安委員(PCG、Polis & Crim Commissioners)からくる。ロンドンでは、ロンドン市長室の、公安委員から

くる。市長室からヴィクティムサポートには、直接資金が来る。

ロンドン市長室は、ヴィクティムサポートや、子どもや若い人たち、家庭内暴力の被害者へのサポートも行っている。それに加えて、地域のローカル区からの資金、ソーシャルサービスから、信託から、それらは、特定のプロジェクトに対して特定のところからお金が出るということ。

例えば、ウエストミンスターでは、3年間、キーシャがプロジェクトマネージャーをやっていたが、家庭内暴力を経験した子どもたちに対するプロジェクトの資金が出ている。これは、宝くじから資金が出ている。

ケンジントン&チェルシー区からは、ヘイトクライムに対するサポートにお金が出されている。あとは、民間の企業や個人からの出資も求めている。

あとは、大企業に働きかけて、資金を提供してもらおう。それで出てきた資金というのは、これに使わなければならない、というものではないので、ヴィクティムサポートの方で必要なところに振り分けている。正確な数字は分からないけど100万ポンド単位。去年のレポート送る。

Q. プロジェクトごとのお金は、犯罪の類型ごとにプロジェクトを立ててとってくるのか？

A. ダニエル) そうです、ケンジントン&チェルシー区では、ヘイトクライムが多いので、働きかけて、それに対するお金を、ケンジントン&チェルシー区に出すように働きかけている。

Q. 性犯罪について

A. ダニエル) ここのところ政府が出しているお金は、ここ8年で、どんどん少なくなっている。そういう中で、こちらに流れてくるのは、公安委員からお金が来る。公安委員で、

こういうことに困っているから、こういうサービスが欲しい、と投げかけてくる。それにそれぞれの団体が入札する。

A. キーシャ) ロンドン市長室からもお金が出ているが、ヴィクティムサポートは結構大きいものの、小さい団体がいっぱいある。レイプクライシスセンターや、アンジェル=アフリカ人などいろんな文化的背景を持った人たちの被害者のサポートをしているところ。

Q. 資金のうち、政府と民間の割合は？

A. ダニエル) 民間からは少ない。主に中央政府と、それぞれの区からのお金になる。これのバランスを民間より多くしたい。ヴィクティムサポートには2人のファンドレイジング専門の人がいて、企業などに働きかけている。例えば、ウエストミンスターからお金を出してほしい、というときに、ヘイトクライムのためのワーカーのお金が欲しい、セクシャルボランティアワーカーのためのお金が欲しい、などを、立てて申し込みをする。

現状での課題について

Q. 今イギリスで、性暴力の被害者サポートで一番大きなチャレンジは何か？

A. キーシャ) いろんな面があるが、刑法の面からも考えられるし、被害者の心理面からの側面からも答えが出せる。例えば、性暴力を受けた、という人は、あまり人に話したくない傾向が強い。ヴィクティムサポートというのは、例えば通りでひどい罵詈雑言を吹っ掛けられた人もサポートするし、レイプされた人もサポートする。その内容は違ってくる。まずは、被害者の方に、こんな話をしても大丈夫なのだという安心感を持てる場所を提供すること。そして何年も経った後でもアクセスできる場を提供する必要がある。男性も女性も、被害に遭って何年も経って、何年もの間に不健康な適応をしてしまっている人もい

る。何とかやっていけるように、不健康な性癖を作ってしまった、例えばドラッグとかアルコールや不健康な関係を続けていくなど。いろんな面からやり直していかないといけないので、ほかのさまざまな団体を協力しながらやっていく。

こういった仕事をしていて、被害者の方が安心して話せるスペース作りをしているが、「誰も私のことなんか信じないでしょ」という信念がついてしまっていて、それでもワーカーは、「そんなことは無い、あなたのことを信じる」というのだが、バリアを立て、誰も信じてくれないことの証明になることを示してくる。そのバリアを崩していくような仕事をしている。いろんなバリアはあるけど、誰も自分を信じてくれない、というバリアを崩すこと。ここは安全で、あなたのことを信じている、ということを理解してもらうことが、一番大きな仕事かもしれない。

被害者の人生はチャレンジの連続で、裁判もチャレンジだったし、サービスを受けるにもアセスメントがあるし。ケースワーカーの人たちは、私たちはそういうチャレンジではないですよ、ということを感じてもらわなければならない。

Q. 現状での大きな課題は何か？

A. **ダニエル**)ステレオタイプを崩す必要がある。お酒を飲んでいて被害にあつたらしょうがないよね、という考えがイギリスではある。着ていた服が、短く脚の出る服を着ていたからレイプされた、というような、ステレオタイプの典型的な見方を崩して、そうじゃない、そこには被害者と加害者しかいない、という認識に人々の認識を変えていかなければならない。

長期的な目標について

Q. 長期的な目標は？

A. **ダニエル**) まずは、被害に遭った方が、安心して届け出られる環境づくり。それに対して、きちんとしたサポートが得られることが保証されていること。我々のスローガン「Beyond Crime」。被害者の中で、犯罪が終わったところまで持っていきたい。被害者が自分の言うことをきちんと信じてもらえることが大事。裁判でもきちんとサポートされること。裁判で、被害者の権利が保障されるよう、警察や裁判所が作ること。どんなタイプの犯罪であっても、届けられる環境を作ること。現在、ヘイトクライム、性暴力、家庭内暴力は、報告率が低い。

Q. どれくらいの期間かかるか

A. **ダニエル**) 長い期間。

A. **キーシャ**) ターゲットはたくさんあるし、被害者のサポートは常に必要とされる。犯罪が完全になくなる日はなかなか来ない。今は、社会が素早く変化している。ヴィクティムサポートは、被害に遭った方を代弁するような形で社会の変化に参加していきたい人々が目を背けたいところに光を当て、人々が聞きたがらないことを代弁する。ヴィクティムサポートとはそういう団体。被害者は社会の中で、黙ってきた。そうした沈黙を終わりにしたい。被害者の声を、データにして届けていきたい。

Q. 平均的な1日の仕事は

A. **ダニエル**) キーシャは、実際の被害者へのサービスデリバリー、サービスの管理、人事、ファンドレイジング、政策関係。サービスデリバリーは、実際にサービスを行っている方は、訓練を受ける必要がある。トレーニングを受ける前には、必ずDBSチェックを受ける。DBSチェックは、過去に犯罪歴がないことの確認、子供や弱い人に対応する仕事をして大丈夫かどうかのチェック。そして最初はコアトレーニングを受ける。それを終了すると、強盗や窃盗などの犯罪に対応できるようにな

る。コアトレーニングは4日。これに加えて、精神衛生、セーフガーディングのトレーニングに各1日。あとは、オプションとして希望があれば受けられるものとして、

- ・ 4日間の家庭内暴力のコース
- ・ 3日間の性犯罪のコース
- ・ 3日間のヘイトクライムのコース
- ・ 3日間の子ども及び若年層のコース
- ・ 1日の反社会的行動のコース=近所にそういうことをする人がいる場合の対応
- ・ シニアマネージャーになるコース=セーフガーディングについて決断をする訓練

他に、外部に行って、トレーニングの提供する場合も、トレーニングを受けに行く場合もある、セーフガーディング、家庭内暴力、入札の仕方、ファーストエイド（応急手当）などがある。

Q. DBS チェックについて

A. あくまでも過去に有罪判決を受けたかどうか。子どもに関する脅威のチェックは、学校をクビになった場合に、そういう理由だった時には履歴に残る。子どもに対する危険があるとみなされた場合は、ヴィクティムサポートで働くことができない。有罪になった理由が、15年前にテレビを盗んだ、という場合は、採用になる場合もある。

文化的な違いへの配慮

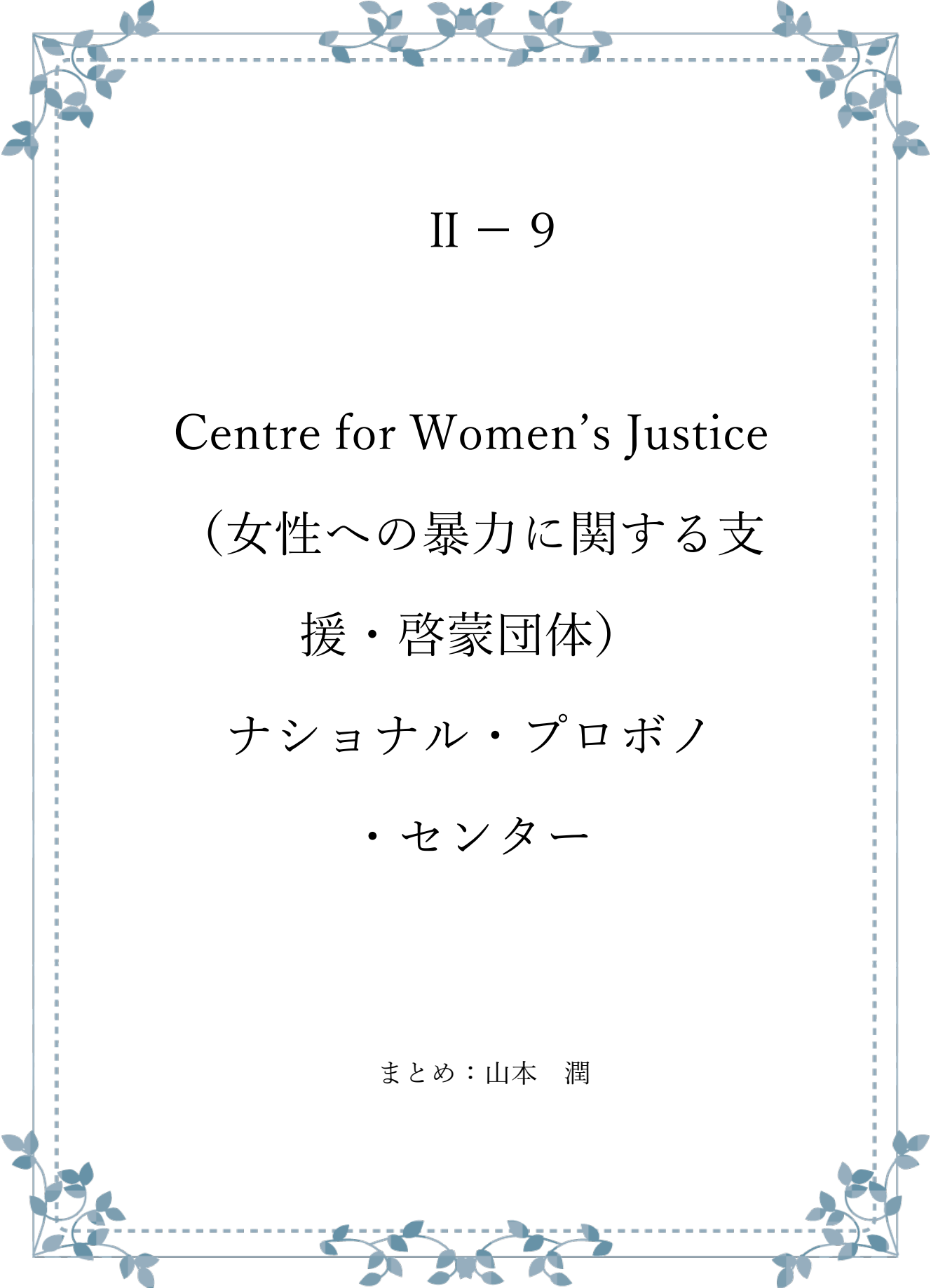
Q. 文化的背景の違いは考慮されるのか

A. キーシャ) 一人一人に対応する、ということ。インディビジュアル。その地域にアジア人が多ければ、ケースワーカーもアジア人を選んだりはする。通訳に入ってもらうことも多い。いろいろなポリシーがある。文化的背景の違いに対応する。みんな包括して扱う。たくさんのカルチャーを尊重する。例えば、無意識にワーカーが偏見を持ってしまっている言動、それに対するチャレンジを活発にや

っている。ロンドンは、とても文化的背景がミックスしている、ダイバーシティ、アメイジングな街にしている。でも、これだけの多様な文化背景の人がいるけどそれをカバーする法律は一つ。誰もが、自分の法的権利について理解する権利を持っているはずだと思う。私たちは、エンパワーする役割。女性も男性も。自分のストーリー、自分の人生を理解することを力づける。自分のストーリーを理解し、自分の人生をコントロールし、責任を持つようになるように、力づけている。

所感 目の当たりにした支援

【所感】 この視察の期間中にメンバーの1人が、カフェでスマートフォンの盗難被害に遭った。被害を警察の指示に従い、規定のフォームに入力していると、「ヴィクティムサポートの支援が必要ですか？」という問いがPC上で投げかけられた。視察団一同、「盗難被害でも精神的なサポートまで受けられるのか」と、ヴィクティムサポートの徹底した支援に驚いた。まさにイギリス社会が貫く「被害者中心主義」を目の当たりにした出来事だった。そんな充実した支援は、徹底した周知によって、広く国民全体に知らされている。テレビドラマや子ども番組などの後に、ヴィクティムセンターの紹介が当たり前で流れるというのだ。よい支援でも、広く知られて、支持されないと永続的な存続はないということだ。誰がいつ犯罪被害にあうかわからない社会で、こうした仕組みが一刻も早く求められている。



II - 9

Centre for Women's Justice

(女性への暴力に関する支

援・啓蒙団体)

ナショナル・プロボノ

・センター

まとめ：山本 潤

ロンドンの中心地に近いビルの一室で、センター・フォー・ウィメンズ・ジャスティス創業者、ソリシター（事務弁護士）：ハリオット・ウィストリッチさん、ソリシター（事務弁護士）：ケイト・アリス、バリスター（法廷弁護士）：吉田ケイナさんが迎えてくださいました。

開口一番「こんなにいろんな方面の方が一堂に集まって下って嬉しい。こちらの仕事も、いろんな専門家をまとめる、という面があって、それが反映されているようです。」と歓迎してくれました。

概要

大変新しい団体で2016年にできたばかり。私たちはソリシター（事務弁護士）で、過去20年弁護士として仕事をしてきた。法に照らして、主に警察や検察や政府がきちんと仕事をしているかどうか批判的に検討している。

弁護士になる前から、フェミニストとして活動していた。暴力をふるう男性を殺害した女性のためのキャンペーンをやってきた。また、この女性に殺人罪として有罪判決が下った時にくつがえすためのキャンペーンもやってきた。

女性が男性に比べて不当な差別をされていないか法に照らし、批判的に検討することに挑戦している。

こちらでよく知られたものにエマ・ハンフリーのケースがある。暴行をずっと受け、娼婦もやらされていた。彼女が自分を管理していた男性を殺したという事件。その活動によって法律が変わったということもあり、それがきっかけで弁護士になる決心をした。

法律家になり、国の責任に対して挑戦している。女性以外にも、人種差別や警察に拘束された中で亡くなった事件、銃を使った暴力

犯罪もやっていた。

フェミニストなので、女性とか、若い女の子など暴力を振るわれた人への仕事に関心がある。女性の苦しみに対して、法を変えるのがいかに大変か経験している。レイプクライシスセンターやDVセンターなどの人々の力、マスコミの力を借りることがいかに大切か理解している。

すでに色々な知識を持っていたし、多様なつながりもあって、この問題を特にプッシュするという場合に、法律の面からサポートすることが可能だった。警察はメディアに取り上げられると弱いので、そういう形で焦点を当てることをした。

こういった仕事をしている弁護士はほかにもいるが、数はそんなに多くない。知識を積み上げていくことが重要で、ボランティアで活動する人たちをまとめていくことも大切。

既存の団体には女性の法律面の問題にフォーカスした団体はなくて、そういう団体が必要だと感じていた。

女性のための団体で、ライツ・オブ・ウィメンというのがあったが、女性に対するアドバイスは行うが、法律を変えるために働きかける団体ではない。

他に、すでにあった団体として、サウスオール・ブラック・シスターズがある。この団体は、家庭内暴力の被害者、人種的なマイノリティを助けることにフォーカスし、法律の変更を目指して、法律家と一緒に活動している。

センター・フォー・ウィメンズ・ジャスティスのような団体はなくて、こういうのを作ったほうがいいと思い、いろんな人と話をした。弁護士やほかのキャンペーンをやっている人と話をし、資金調達についても考えた。

団体の役割

この団体の原則は、いろんな機関と協力して進めていく、ということ。その中心にこのセンターがある。まわりに、この部門に興味がある弁護士、専門サポート団体、サバイバー、アクティビスト、ジャーナリストがおり、自分の専門知識を生かせるように協力する。

私たちは、弁護士や学者だけが専門家とは捉えておらず、アクティビストやサバイバーも専門家だと考えている。サバイバーは、どういことが起こり、どうい変化が必要か一番わかっている。なので、一緒に変化を促している。

基本は、法的な問題を扱う団体だけど、女性への暴力や人権にフォーカスして、世界を変えていきたいと考えている。

戦略的な裁判について

まずは、国の責任を明らかにすることを強調している。戦略的な裁判を促進していく。特に、この裁判を促進したら効果があるだろうと思うケースに焦点を当てていっている。

腕のいい弁護士を必要とするのなら、そうした弁護士へのアクセスも確保しないといけない。それによって正義が確保されることを進める。例えば、えん罪を着せられている女性に正義が生じるように、警察などに挑んでいったりする。

まずは、どの事件を取り上げるかを見極める必要がある。そのために、前線で活動するグループネットワークが必要になる。

例えば、ドメスティックバイオレンスをやっている団体が、口をそろえて、警察が事件を諦めるのが早すぎる、と言う。それに焦点を当てた働きかけをする。

そういった団体が、法的に弁護士の力を借りなくても、どれだけの権利を持っていて、何ができるかを知らせる役割もある。トレーニングを行い、法的な枠組みを知らせ、法的手段に出る前にどういうことができるのかを伝えている。

Q. 特に変えることに挑戦している法律があれば教えてください。

A. 今、若い女性が亡くなったケースで検察に対して働きかけている。彼女のパートナーが関与しているとの疑いが強く、警察が立件に積極的だった。しかし、検察が告訴しなかった。そこには、国が家庭内暴力に対して大変に消極的である態度が表れている。

このケースでは、亡くなった女性と家族のサポートをしているが、国に対して、家庭内暴力の件数が大変に多いのに、検察によって告訴される数が少なすぎることに、挑戦している。一つのケースに焦点を当てることによって、もっと大きなインパクトを持つこともある。

若い女性が不法に売春をさせられるケースもある。20年前に売春を行った本人たちが告訴され、有罪判決を受けたことがあった。今は売春していないが、この有罪判決があることで仕事につけないという状況になっている。

弱い立場にある女性に前科をつけ、記録として長期間残るために、人生を先に進めたいと思ってもできないケースもある。この問題に対し、強いサバイバーたちが、メディアと協力して、本当の問題は何かを前面に押し出す動きに関わっている。

Q. 具体的には、もっと起訴するように、どのように働きかけているのか？

A. それを今、検討している。例えば、検察側に対して、どうしてその決定をしたのか、プロセスのところにミスはなかったか、きちんとプロセスを踏んでいなければ、そこを問題と捉えられるのではないかと思う。

開示請求はしているが、まだ、開示されていない。例えば、裁判所が判断すれば、裁判所から開示命令が出る。司法審査というプロセスがあるので、法的な決定に対して、その見直しを求める時に法廷を使っている。

例えば、大変に危険な犯罪者を執行猶予にしまうことについて、軽すぎるのではないかと伝える。まずは、検察側にその判断は間違っているという手紙を書く。被害者が求める権利がある。司法審査・プロセス (judicial-review-process) という数年前にできた新しい手続きで、検察の決定に対して、被害者から見直しを求めることができるというシステム。

しかし、ほとんどのケースで、検察が決定を変えることはない。

例外的ケースでは、独立した検察官を立てて、もう一回見直しを求めて決定が覆されたケースがあった。しかし、その検察官の上司がそれに対して、ノーと言った。起訴するか否かという決定が、ぎりぎりであり、とても難しいチャレンジだった。そのため、裁判所に法にのっとっているのかを聞いた。実際に政府を相手に裁判を起こすということは容易ではないが、それをやるだけの見込みがある場合には、裁判所に持ち込むことができる。

このため、なぜ、その決断に至ったのかを見る必要がある。法にのっとっているかどうかを裁判所が見て理にかなっていないという判断になれば、検察に対して、もう一度見直すように、という命令をする。

裁判所から見直せと言われたら、最初から

決定プロセスを見直すことになる。しかし、違う理由をつけて、不起訴にすることもありうる。

★司法審査・プロセス (judicial-review-process) 裁判官による見直しの手続き★

<http://www.richardbuxton.co.uk/the-law/judicial-review-process>

Q. 法改正に向けて、フェミニストやアクティビストがどのような働きかけをしたか教えてほしい。

A. いろんな法律の側面を変えていく中で、キャンペーンが起こる。

例えば、90年代以前は結婚していればレイプは罪にならなかったが、キャンペーンによって、結婚していてもレイプはレイプとされた。

レイプの被害者が、法廷で証言するときに、過去の性的な経歴をあからさまにする必要性があるのか、ということも大きなキャンペーンになった。

1999年に法が変わり、性的な経歴について、被害者に対して反対尋問はできなくなった。

実際にそういった性的被害に遭った人たちが話しやすいように、前面に出てきやすいようにといった助力を行っている。

日本やほかの文化圏でもそうだけど、大きな恥という気持ちにさいなまされて、話ができない、という状況になっていることは見られる。深いところに根差した、文化的な問題だと思う。男子の被害者も含めて、被害者の匿名性を守るなどもっと被害者が話をしやすい環境が法律の変化として出てきている。特別な措置があつて、法廷で、対面しなくてよいように、ビデオリンクを使うのもその一環である。

2003年に大きく変わったことは、同意に関すること。立証の責任が、女性側から、やや加害者側に移った。

Q. 2003年の法改正を、どのように評価しているか。

A. 学者ではないので、どのあたりの段階にあるかわからないが、法律を変えて良い方向に変わったとしても、実際に市民の意識が変わらなくては、本当には変わらない。

市民も、法を遂行する人たち、警察や検察の態度も変わっていかなくては、本当の変化とは言えない。

変化は起きていると思う。#metooで多くの女性たちが声を上げるようになっている。

反対に男性の権利を主張するグループからの圧力も生まれてきている。女性は嘘をつく、嘘という部分で検察や警察に圧力をかけている。例えば、#metooムーブメントの後、彼は私の首を絞めて殺そうとしたと女性が申し立てると、男性が名誉棄損で訴え返すということ。その場合、被害者女性の方が訴えられる割合が高い。

常に戦いがある。前進すると、反動がある。

例えば、レイプについての告訴は、検察や警察側の法についての正しい理解が必要。法律はしっかりしていても、それを実行する人たちが理解していなければ役に立たない。

ウォーボイズの事件では、タクシー運転手がたくさんの女性に暴行を加えた。何百人の女性が被害にあい届けたが、警察が信用せず、法に基づいた処置をしなかった。

なぜかという、レイプ犯がターゲットにした女性が、夜遅くに出歩いて、お酒を飲んで酔っ払っていた人だったから。警察が、女性が本当のことを言っているかどうかを勝手に判断した。警察のそのような態度が、犯人

が何人もの被害者を出すことを許してしまった。

この事件では、二人の女性が代表となり、警察を相手取って警察は義務を怠ったと戦った。2011年に始まり、最高裁では、女性の権利に対する侵害であるという判決が出された。

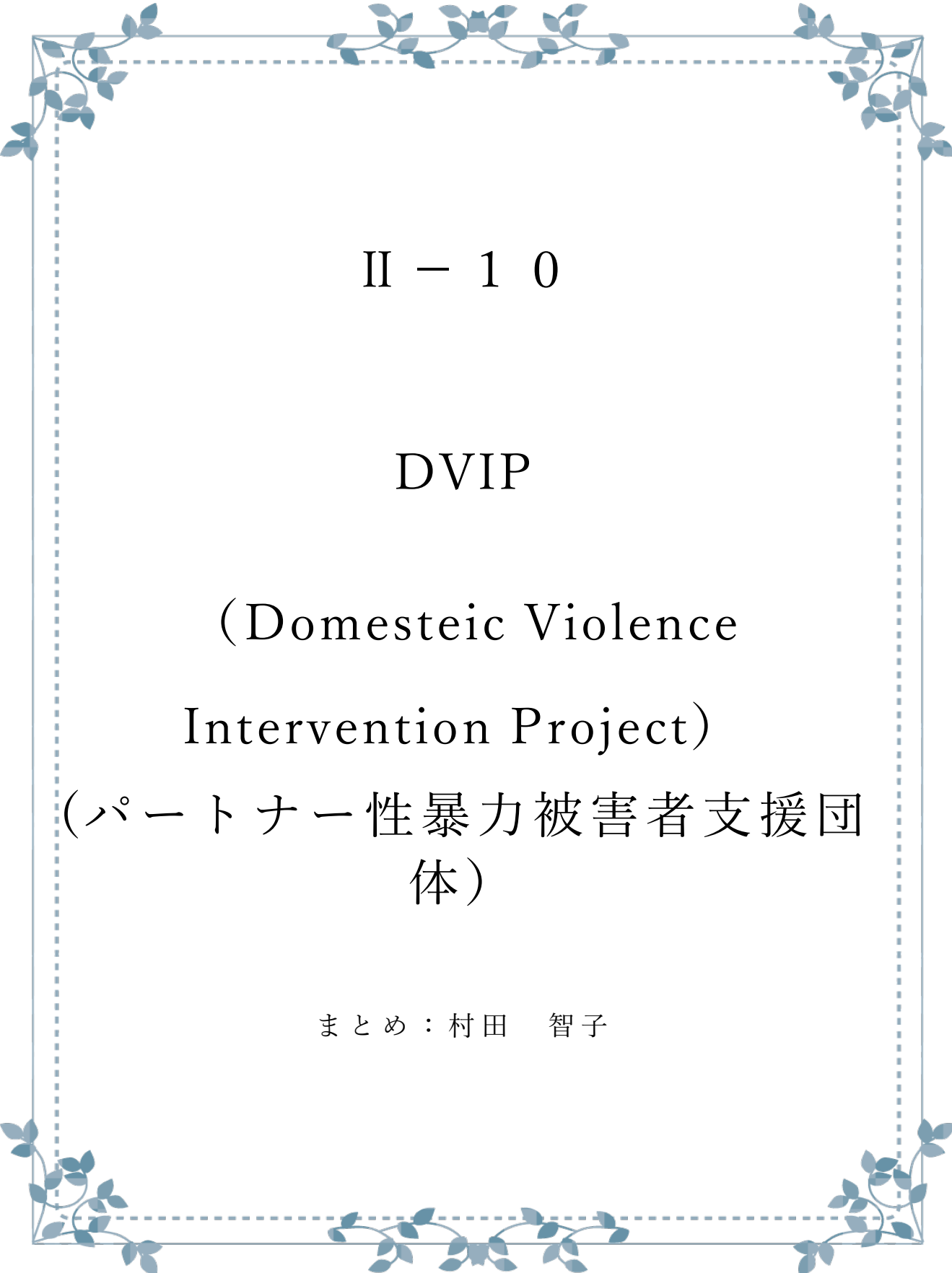
Q. ウォーターボーイズは終身刑だったのに、8年で出てきたと聞いている。

A. この事件で被害者になった女性が、執行猶予はおかしいと申し立て、裁判所も理にかなっていない決断だとしてウォーターボーイズは再び刑務所に戻っている。今後も執行猶予を決めるのか、また短くしてしまうのか、これからの戦いになる。

Q. いろんな状況があるかと思うが、イギリスでは法的補助、援助という基金が出る。それでケースをやるにあたっては、そういった財源のやりくりがある。タクシーの運転手の事件では、いろんな専門家のサポートを受け、マスコミからのサポートもあったのですよね？

A. 他の団体にも会うことが必要だと思う。私たちが、この団体を始める前にも、色々な人たちと会った。他の国の人たちにも会った。それぞれの国にあった方向に発展していることもある。何が一番効果的に機能するかを見つけていくことが大事だと思います。



A decorative border with blue floral motifs and leaves, framing the central text. The border consists of a solid line with a dashed inner line and floral decorations at the corners and midpoints.

II - 1 0

DVIP

(Domestic Violence
Intervention Project)

(パートナー性暴力被害者支援団
体)

まとめ：村田 智子

1 DVIPについて

DVIPは、家庭内暴力の被害者、加害者の双方に対するプログラムを実施している、25年以上の歴史を持つ団体である。

現在、非常勤も含めて43名雇用している。採用の際には、3日から5日のトレーニングを受ける。

ファシリテーターは1グループ2名入るが、そのうち1名は正規雇用の職員である。

DVIPの収入は、自治体や宝くじの収入、トラスト（信託）などから得ている。

2 活動について

(1) 実施しているプログラムは、以下の3種類である。

- ① 大人の男性に対する暴力予防のプログラム
 - ② 被害者（サバイバー）に対する支援のプログラム
 - ③ 子どもに対するプログラム
- プログラムの中には、アラビア語で話す人々へのプログラムもある。

また、DV防止のキャンペーンを行っている。

家庭裁判所で、DVの各ケースについてリスク判定をする際に、話をすることもあ

(2) ①の大人の男性に対する暴力予防のプログラムについて

コースは6～8週間くらいである。

加害者の持っている「男性としての理想像」と、現実が合わなかった理由を探っていくことが目的である。

加害者には、自分の行動を自認し、それが危険性が高いこと、暴力を振るったことについて言い訳はできないこと、パートナーや子どもを傷つけていることを自覚してもらう。

加害者がプログラムを受講するき

つは、家裁からの勧告（多くの場合、プログラムの受講が子どもとの面会の条件になっている）、社会福祉員からの紹介、自発的に来る、のいずれかであることが多い。

いずれの場合においても、いかに加害者のプログラム受講に対するモチベーションを高めるかが課題であるが、特に受講が子どもとの面会の条件になっている場合には、「子どもとの面会」が大きなモチベーションになることが多い。

男性がこの受講する場合、そのパートナーへのサポートも実施している。具体的には、必要に応じてパートナーにも1週間のプログラムを受講してもらう、スタッフが1対1で話す等をしている。また、パートナーからの問い合わせにも応じている。

受講している男性と、そのパートナーとの考え方が異なってしまったときには、一度、プログラムは中止する。

(3) ②の被害者に対する支援のプログラムについて

被害者に対しては、被害者であるという視点から抜け出す、焦点をずらす（客観的に物事を見られるようにする）ことができるように、アドバイスしている。

「あなたはあなた。加害者は加害者」ということもアドバイスする。

(4) ③の子どもに対するプログラムについて

3歳以上が対象である。

6～12回のプログラムであるが、セラピスト2名が同伴する。

12歳以上対象の、大人に暴力を振るう子どもに対するプログラムもある。

なお、暴力を振るう人が18歳以上の場合は、大人の男性用のプログラムの対象となる。

2 性的な暴力を伴う家庭内暴力について
DVには性的な暴力を伴うものもあるが、刑事裁判に持ち込むことができるケースはほとんどない。

仮に持ち込めたとしても、勝訴率は低い。

証拠を出しにくいからである。

また、犯罪被害者が経済的給付を受けることができる制度はあるが、DV被害者が給付を受けるのは難しい。

3 訪問しての感想

DVIPは、DV当事者のすべて（被害者、加害者、子ども）に対するプログラムを実施し、総合的にDVの再発防止や予防の活動を展開している。

ノウハウ等も蓄積されており、DV予防や再発防止の活動として非常に素晴らしいと思った。

また、対応して下さったスタッフの方々は、「自分たちは、日本に比べてイギリスが進んでいるとは思いません」とおっしゃっていた。イギリス社会にも、女性に対する暴力はそれほど問題ではないという偏見がまだ残っているということであった。

日本の私たちを同志として受け止めてくださり、とても励まされた。

以上

III

様々なミーティング&イベント 報告記

*勉強会@ ロンドン大学

藤本圭子さん、シャープ千穂さん、モルナー祐子さんたちのお話
まとめ：小川たまか

*メディア昼食会（7月9日）

英国ジャーナリスト2名との懇談
まとめ：塩入彩

*メディア昼食会（7月11日）

まとめ：小川たまか

*現地イベント① トークイベント

「同意がないセックスでもレイプにならない、
日本の刑法を変えたい！」

まとめ：一般社団法人 Spring 早乙女 祥子

III-11 ロンドン大学での勉強会

英国視察の初日となった7月9日、ロンドン大学前に視察メンバーが集合しました。裁判所やレイプクライシスセンターの視察前に、まずここで基本的な知識を頭に入れよう、という意図でした。英国在住の研究者、モルナー祐子さんたちが準備を進めてくださいました。

イギリスの「不同意性交」

日本からロンドンに研修に来ていた法曹関係者から、英国の刑法について説明がありました。

英国は判例の積み重ねが「法」となるコンローの考え方であること。また、判例では、100年以上前(※)から「不同意性交」がレイプと認められていて、性犯罪刑法が大きく整理された2003年に急に変わったわけではないと説明を受けました。

具体的には、少なくとも1845年には「女性の同意なく性交することがレイプである」という判例があるとのことでした。

アジアにはない人権裁判所の存在

次に、英国エセックス大学人権センターの客員研究員である、弁護士の藤本圭子さんからお話がありました。藤本さんは日本でDV被害相談を多く受けており、研究内容もDV政策についてです。

藤本さんは少年事件の被告人を担当したときの印象について、「ほとんどの子どもが家庭内に問題があり、DVを受けていた」と話しました。永山事件や、池田小事件についても加害者が虐待を受けていた事実を挙げ、「DVは社会的な問題」と話されていました。

また、アジアにはない人権裁判所の存在に

触れ、最高裁判所の決定が覆されることがない日本との違いについて教えていただきました。

被害対応のトレーニング

ソーシャルワーカーとして働き、ロンドン市内の自宅近くで学童保育の運営も行っているシャープ千穂さん。千穂さんからは、性暴力を受けた人のケアをどう行うかや、イギリスではどのような機関がどうやってケアにつながっているのかを聞きました。

スタートとして、被害に遭った人がケアにつながるためには、(1)自分から声をあげる、(2)周囲が見つかる、のどちらかですが、(1)は決して多くありません。周囲が気づいて早期発見することが必要であり、さまざまな職業や属性の人がそれぞれ性暴力被害を知って被害者をケアにつなげることが大切と千穂さんはおっしゃいました。なぜなら、どんな場所、組織、環境でも性暴力は起こりうるからです。

千穂さんが「それなりの教育を受けている人であれば、被害に気づいたときに『ここへ行けば適切なケアを受けられる』と教えることができる」と話されていたのが印象的でした。日本の場合、性被害に遭った子どもがいたときにどう対応すれば良いのか、また、こういった機関につなげれば良いのかを知識としてインプットしている大人はあまりいないように思います。

また、虐待の中でも最も見つけづらい性虐待について、周囲が気づいたきっかけとして、「急に喋らなくなった」「スカートをいつも気にしている様子が見えた」といった例を挙げられていました。学童保育に貼られる「PANTS(パンツ)」のポスターで、子どもに対して、「プライベートゾーンはプライベート」「NO

は絶対にNO」といった性、性暴力に関する知識を教えているそうです。「PANTS」のルールが大事なこと、というのは子どもにとってインパクトが強く、覚えやすいそうです。

このほか、イギリスでは子どもと2時間以上過ごす仕事をする人には、虐待を発見し通報するための「セーフガーディングトレーニング」が義務付けられ、2年に1回受けなければいけないといったお話もありました。

性暴力被害者の支援システム

オックスフォード大学医療人類学部の客員研究員、モルナー祐子さんからは、イギリスの性暴力被害者支援システムについて説明がありました。

「非専門の組織や機関」「警察」「専門の相談機関」が連携し、どの機関も、性暴力被害者をケアにつなげるための導線があるというお話です。具体的には、下記のような連携です。

(1) 非専門の組織・機関……保育園・学校や、医療機関、その他のコミュニティーなど。担当者は性暴力・DV・虐待・暴力の被害者を早期発見・対応する訓練を受ける。訓練は行政や専門支援機関が行う。被害に気づいた人は、状況に応じて、(2) または (3) に通報や紹介を行う。

(2) 警察……事情聴取や、性暴力を受けたことの証言書を作成。医療検査を行う。また、裁判所のウィットネスサービスにつなぎ、必要があればヴィクティムサポート（犯罪被害者支援機関）を紹介する。

(3) 専門の組織・機関……医療検査や、主に短期の医療心理支援を行う SARC（性暴力被害者専門医療機関）、短期から中長期の心理支援、社会的支援を行う、性暴力被害者専門支援機関。

勉強会を振り返って

後から振り返っての感想ですが、初日に日本語でレクチャーを受けられたことは大変有意義でした。初日の勉強会を開いていただけたことで、その後の視察が、より実のあるものになったと感じています。

III-12 メディア昼食会（7月9日）

7月9日昼、英国で活躍する2名のジャーナリストと、昼食をとりながら懇談をしました。

開催の経緯

この昼食会は、英国でのメディアの状況を知りたいという思いから、外務省のご協力を得て、現地メディアとの懇談の場を設定していただくことができました。人数に限られるため、日本側からはメディアに携わる立場の5人と通訳の方の計6人で参加しました。場所はビクトリア駅近くの、おしゃれなレストランでした。

主な話題

英国側から参加くださったのは、英国の通信社「Press Association」で法律家として編集長（legal editor）を務めているMike Doddさんと、大手新聞「The Guardian」の上級記者のKaren McVeighさん。二人とも気さくな方で、ざっくばらんに話が進みました。

最初に議論になったのは、被害者や加害者の匿名などについてです。性犯罪の被害者の匿名については、被害者が匿名を望んだ場合にはそれが保証される仕組みがあり、逆に被害者が実名を公表したい場合には、報道に際してそれを書面に残すなど明確な手続きが行われるとのことでした。また、被害者保護の観点として、SNSなどで被害者以外の人間が被害者の名前をさらすなど匿名性が守られなかった場合は罰せられるとの話も出ていました。一方、加害者の匿名報道は一般的ではなく、親子間での性犯罪が報じられる場合なども、加害者を実名報道し、被害者との関係を伏せることなどの説明もされました。

これらのことについて日本側の参加者からは「報道するかしないかのラインを最初にしっかりと被害当事者に判断してもらうというのも日本と大きく違うなと思った」「逆にそれだけ被害者が実名で発言することがあるのだと感じた。実名で発言することが、ひとつの選択として日本よりずっと当然視されていて、支えられているように思った」などの意見が寄せられました。

また、お二人が「告発することの意義」についても熱く語ってらっしゃったのは印象的でした。私たちが、「時効はないとはいえ、時間が経ってからの事件化は難しい。それでも被害を告発するモチベーションとはなんだろうか」と尋ねた際、コソボ紛争時の取材の話が出てきました。戦時下のレイプ被害者で20年以上言えなかった人がいたが、話すことで正義を得る。解放される。法で裁かれないことこそ語る意味がある、と。また、1人が告発することが、MeToo となって広がっていくという趣旨のお話もされていました。

そのほか、2003年の法改正についての話も印象的でした。渡英前、私たちは2003年の法改正について、英国の性犯罪に大きな影響を与え、それゆえにメディアでも大きな議論が起きたのではないかと想像していました。しかし、実際にお二人にお話を伺うと、当時は反対の意見はあまり出ず、そこまで大きな議論は起きなかったとのことでした。もちろん、その後「同意」についてや飲酒時のセックスなどについて、大学などで教育が進んでいったとのことでしたが、お二人は懇談の端々で1970～90年代の法改正などについても触れており、2003年の法改正だけが特別に際立ってインパクトのあったものではなかったような印象も受けました。

それ以外にも、日本側の参加者からは「ほかの視察場所ではほとんど『冤罪』の議論を

聞かなかったが、メディアのランチミーティングでは『女性が男性を騙す場合もある』という話が割と強調されていたかなと思った」
「Mike さんのように法曹資格を持ったジャーナリストがいるんだなあ、とちょっと珍しく思った」などの感想も聞かれました。

昼食会は2時間ほどでしたが、一つひとつのテーマについてお二人が具体的に率直にお話をしてくださり、あっという間のひとときでした。英国の第一線で活躍されているジャーナリストが、こうして我々のために時間を割き、お話しくださったことに一同深く感謝しております。

III-13 メディア昼食会（7月11日）

7月11日昼、ロンドン在住の日本人ジャーナリストの方々と、日本食レストランでランチをご一緒しました。

このランチミーティングは、英国在住の国際ジャーナリスト（元産経新聞ロンドン市局長）の木村正人さんが、今回の視察を知ってお声がけくださったことにより実現しました。

木村さんご夫妻のほか、同じく在英ジャーナリストの小林恭子（ぎんこ）さん、木村さんの知人でフリージャーナリストの英国人女性も一緒でした。視察メンバーは、メディア関係者がメインでした。

この視察の直前に、BBC で伊藤詩織さんを取材したドキュメンタリーが放送されたこともあり、英国在住者から、日本の性犯罪刑法についてや、性に関するモラルの話について聞かれました。

「日本ではレイプに執行猶予付き判決が出ることがある。量刑が軽いし、それが報道さ

れていないのでは？」とたずねられました。また、大学生による集団レイプ事件や、犯行現場で被害者の動画が撮影されていることについて、「もっと問題意識を持たないといけない」という話が出ました。

「イギリスでは1960年代頃に日本と同じような状況で、90年代に変えていった。改善努力が必要。ただ、こういうことを言うのは、日本の文化を否定したいわけではないと理解してほしい」というお話が印象的でした。

告発した女性や、被害者側に立った報道をした女性ジャーナリストがネット上で攻撃されることについてや、フェミニズムの考え方が日本では根付いておらず、「フェミニスト」は極端な考え方の人たちと考えられていることなども話題に上がりました。

1時間ほどの短い時間でしたが、木村さんも小林さんも、とても話しやすい雰囲気の方で、とても楽しいひとときでした。このあと、木村さんご夫妻、小林さんと一緒に、大和日英基金のイベントに向かいました。

Ⅲ 大和日英イベント

別現地イベント①

トークイベント

「同意がないセックスでもレイプにならない、日本の刑法を変えたい！」

協力：大和日英基金

日本の性暴力被害者を取りまく現状や制度のおかしさを、イギリスと比較しながらお伝えしました。

そして、どうしたら日本の刑法性犯罪見直しを後押しできるか、そのヒントを参加者らと考えました。

また、Spring がインタビュー協力をしている、“性暴力の被害経験に関する質的研究チーム”から、

「日本の女性にとっての性交『同意』とは？」について、学会発表の様子も報告をしました。

まとめ：

一般社団法人 Spring 早乙女 祥子（理事 / 被害当事者 / ファンドレイザー）

トークイベント



開催概要

2018年7月11日午後、「同意がないセックスでもレイプにならない、日本の刑法を変えたい！」というテーマでトークイベントを開催しました。会場は、本視察の助成元である大和日英基金にご提供いただき、ロンドンにある Daiwa Foundation Japan House で行いました。シックで美しい建物と内装に視察メンバー一同感激をしたと同時に、平日午後にも関わらず定員40名が満席となったのを見て、この問題への関心の高さがうかがえました。

イベント参加者は在英邦人の方々が多かった印象ですが、日本語話者以外の方もいらしたため、プレゼン資料は英語で表示し、発表はパネリストが日本語で話したことを、通訳を介し英語で行いました。



本イベントの開催趣旨は下記の通りです。

2017年6月、110年ぶりに日本の刑法性犯罪が大幅に改正されました。大きな一歩ではあったものの、未だ改善点が残っています。例えば、今回の改正で「暴行脅迫要件」加害者による暴行や脅迫に対して、必死に抵抗した証拠がないとレイプと認められないことは改正されず、その他にも、子どもの時の性被害が時効を過ぎていたら罪に問えないことや、パートナーからの性加害が性犯罪として認められにくいことなど、未だ多くの課題があります。

性暴力被害者等を中心とした当事者団体である一般社団法人 Spring は、そんな課題を解決するために活動しています。刑法改正に取り組んだビリーブ・キャンペーンでは、Spring の前身である性暴力と刑法を考える当事者の会、明日少女隊、しあわせなみだ、ちゃぶ台返し女子アクションの4団体で、ロビイング活動、イベント開催、署名活動

(50,000人以上の方が署名した後、金田法務大臣(当時)に提出)、オンラインキャンペーン等を展開し、日本の主要メディアにも度々取り上げられました。

そんな Spring メンバーが、記者・臨床心理士・弁護士等の方々と一緒に、今後の活動へのヒントをもらいにイギリスに視察に来ることとなりました。この機会に合わせて、Spring メンバーと視察団のトークイベントを開催します。Spring メンバーは、性暴力の実態に即した法律が作られるように、当事者として活動しています。このイベントでは、日本における性暴力・性犯罪の実情やアクティビズムだけではなく、日本のジェンダー観や法律と現実のギャップ、どうやったらサバイバーにとって安全な社会が作れるのかなど、様々な観点から興味深いイベントになる予定です。

----- (以上)

**刑法改正で、叶わなかった論点
「暴行・脅迫要件」を変えたい**

Spring からは、代表理事：山本 潤が登壇しました。日本の性暴力被害者を取りまく現状を始め、前回の刑法性犯罪改正実現までのプロセス、積み残された課題、被害者支援の日英比較を約 20 分程度でお伝えしました。一般参加者の方々からは「これは、本当に今の日本のことなの?」といった驚きと戸惑いの反応が沸き起こりました。そして、日本を離れて数十年経っているの方々からは、「母国日本のために何か力になりたい」という声が寄せられました。



**Ⅲ-15 質的調査報告内奥資料
日本の女性にとっての性交「同意」とは？性暴力の被害経験に関する質的研究
チーム**

本イベントでは、一般社団法人 Spring 山本潤からの発表に加え、「望まない性交」についてインタビュー調査を行った研究者チームが、研究報告をしました。研究者チームの登壇者は、オックスフォード大学所属の心理学者：大竹モルナー裕子さん、および目白大学所属の臨床心理士：齋藤梓さんです。Spring スタッフの一部はこの研究にインタビュー協力をしており、その成果をこうして一般の方にお伝えできる、貴重な機会となりました。当日発表した内容は、以下の論文にまとまっています。

Ⅲ-15 質的調査報告内容資料

【紀要】

北海道大学公共政策

<http://hdl.handle.net/2115/74441>

齋藤梓・大竹裕子, 2019, 当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる, 年報公共政策, 13, 185-205



一般参加者との Q&A

「日本は先進国なのに、人権においてはこんなに遅れているなんて、信じられない」

イベント後半では、一般参加者とパネリストとの Q&A タイムを設けました。日本と英国の状況があまりに違いすぎ、どこから質問をしていいのやら…という雰囲気でしたが、会場からは、現状を打破するために感じている課題は何か、Spring が今必要としている支援は何か、など日本でイベントをする時とまたパネリストの発表内容への質問に加え、性暴力被害に関する日本の報道のあり方や日本の司法制度等にも質問が及びました。Spring 視察団の構成メンバーにはメディア関係者・弁護士・臨床心理士らもいることから、それぞれの視点で、今抱えている課題や解決策への案などを、共有しました。

「性暴力」と言っても、その立場によって感じることは様々です。当事者をはじめ様々なフィールドで活動している視察団メンバーならではの、複数の視点にたったイベントとなりました。平日午後の開催であったため、イベントへお越しいただくことが難しかった方々や、日本でもこのイベント内容を聞いたかったという声が寄せられました。Spring としても、ぜひ一人でも多くの方に見ていただ

けるよう、オンライン公開しております。
宜しければご覧ください。

<https://youtu.be/WUR5Uu3Bpig>



2018 年 英国視察報告書

発行: 2020 年 1 月

編集: 英国視察チーム

発行: 一般社団法人 Spring

Web: <http://spring-voice.org/>

Mail: info@spring-voice.org

本書の著作権は「一般社団法人 Spring」に属します。
商業目的での利用等は著作権法上の例外を除き禁じられています。